

秋田県由利本荘市沖（北側・南側）
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
公募占用指針

令和 2 年 1 1 月 策定

令和 7 年 ● 月 改訂

経済産業省

国土交通省

目 次

第 1 章 総論	1
(1) 趣旨	1
(2) 定義	2
第 2 章 公募対象とする事業の要件	4
(1) 公募対象とする発電設備について	4
1) 対象発電設備区分等（法第 13 条第 2 項第 1 号）	4
2) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準（法第 13 条第 2 項第 4 号）	4
(2) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の区域（法第 13 条第 2 項第 2 号）	4
(3) 供給価格等に関する事項について	5
1) 供給価格上限額（法第 13 条第 2 項第 7 号）	5
2) 公募に基づく再エネ特措法第 3 条第 1 項に規定する調達価格の額の決定の方法（法第 13 条第 2 項第 8 号）	5
3) 対象発電設備区分等に係る再エネ特措法第 3 条第 1 項に規定する調達期間（法第 13 条第 2 項第 9 号）	5
(4) 事業の実施期間に係る事項について	5
1) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の開始の時期（法第 13 条第 2 項第 3 号）	5
2) 公募占用計画の認定の有効期間（法第 13 条第 2 項第 13 号）	6
3) 占用の期間	6
(5) その他留意すべき事項	6
1) 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者と関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整に関する事項（法第 13 条第 2 項第 14 号）	6
2) 本促進区域に係る漁業・地域との協調の在り方等について	6
3) 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項（法第 13 条第 2 項第 12 号）	7
第 3 章 事業実施に必要な情報の提供	10
(1) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第 13 条第 2 項第 2 号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項（法第 13 条第 2 項第 11 号）	10
(2) 国が行った調査結果に係る情報の提供について	11
1) 情報提供の手続	11

2) 提供する情報の内容.....	11
第4章 公募の実施スケジュール	13
(1) スケジュール.....	13
(2) 説明会の開催.....	13
(3) 協議会構成員による説明会.....	14
(4) 公募占用指針に関する質問の受付.....	14
第5章 公募参加のための手続	15
(1) 公募の参加者の資格に関する基準（法第13条第2項第5号）.....	15
1) 公募参加資格.....	15
2) 公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等.....	15
(2) 公募占用計画の提出.....	18
1) 公募占用計画の提出期間及び提出方法.....	18
2) 提出書類.....	19
3) 応募の無効、公募の延期.....	20
i) 応募の無効について.....	20
ii) 公募の延期等.....	20
(3) 保証金に関する事項（法第13条第2項第6号）.....	20
1) 保証金の額及び提供方法.....	21
2) 保証金の返還.....	26
3) 保証金の没収に関する事項.....	26
4) 不可抗力事由による第2次保証金及び第3次保証金の没収免除.....	28
5) 没収通知等に関する事項.....	30
第6章 公募占用計画に記載すべき事項	31
(1) 概要.....	31
(2) 公募占用計画に記載すべき事項.....	31
1) 公募に応じて選定事業者になろうとする者の氏名、生年月日その他必要な事項（施行規則第4条第2項第1号及び第2号）【様式3-1-2 1）】	31
2) 占用の区域及び占用の期間.....	32
3) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等.....	33
4) その他必要な事項.....	36
第7章 選定事業者の選定の流れ	39
(1) 事業者選定のプロセス.....	39
(2) 公募占用計画の審査.....	39
1) 公募占用指針との適合性の審査（法第15条第1項第1号）.....	39
2) 法第10条第2項に該当しない計画であることの審査（法第15条第1項第2号）.....	39
3) 法第15条第1項第3号の経済産業省令・国土交通省令への適合性の審	

査（法第 15 条第 1 項第 3 号）	39
4) 公募占用計画の提出者の審査（法第 15 条第 1 項第 4 号）	39
(3) 公募占用計画の評価、選定事業者の選定	40
1) 評価プロセス	40
2) 選定及び学識経験者の意見の聴取	40
3) 通知	40
4) 選定又は非選定理由に関する説明	40
(4) 選定の取消し等	41
1) 選定事業者の選定の取消し事由	41
2) 選定事業者の選定の取消し通知	42
3) 選定事業者の選定の取消しがあつた場合の事業者選定等	42
第 8 章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第 13 条第 2 項 15 号）	43
(1) 供給価格の評価方法	43
(2) 事業実現性に関する評価の視点及び確認方法	43
(3) 評価の配点及び採点方法	45
(4) 事業実現性に関する要素に係る最低限必要な評価レベル（失格要件）	46
(5) 2 区域まとめた公募における評価の方法	46
第 9 章 選定事業者の選定後に行う手続	51
(1) 調達価格の決定	51
(2) 公募占用計画の認定	51
(3) 公募占用計画等の公示	51
(4) 系統に係る契約等の承継と承継条件等について	52
1) 系統に係る接続契約等について	52
2) 本件契約上の地位等以外の資産について	53
3) 本件契約上の地位等の承継に関する条件の詳細について	53
(5) 公募占用計画の変更に係る事項	53
1) 変更を認める場合の基準	54
2) 認定公募占用計画の変更内容の公示	55
3) 軽微な変更についての変更の届出	55
4) SPC の構成員の変更について	55
5) FIP 制度への移行	56
(6) FIT 認定の申請期限（法第 13 条第 2 項第 10 号）	56
(7) 占用許可に係る事項について	57
1) 選定事業者の責務	57
2) 占用許可及び占用料	57
i) 占用許可	57
ii) 占用料	58
iii) 選定事業者以外の占用の禁止	58
iv) 占用許可の条件	58

v) 占用料の支払方法.....	59
(8) 公募占用計画の履行状況の報告について.....	59
(9) 地位の承継.....	60
1) 選定事業者の一般承継人.....	61
2) 海洋再生可能エネルギー発電設備の所有権等を取得したもの.....	61
第10章 その他.....	62
(1) 公募占用計画の認定の取消し.....	62
(2) 公募占用計画に係る接続検討申込みについて.....	62
(3) その他の留意事項.....	63
(4) 担当部局.....	64
第11章 選定事業者の希望に基づく制度変更.....	66
(5) 選定事業者の希望に基づく制度変更の適用の趣旨.....	66
(6) 新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用する変更.....	66
1) 制度変更に係る公募占用計画の変更.....	66
2) 保証金制度の変更内容.....	66
3) 価格調整スキームの適用の内容.....	75
(別添1) 本公募対象区域.....	78
(別添2) 秋田県由利本荘市沖（北側・南側）における協議会意見取りまとめ ...	81
(別添3) 促進区域と一体的に利用できる港湾.....	84
(別添4) 公募参加資格.....	86
(別添5) 系統に係る契約上の地位の承継条件等.....	88

第 1 章 総論

(1) 趣旨

経済産業大臣及び国土交通大臣は、令和 2 年 7 月 21 日付けで、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 8 条及び第 7 条に規定する基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって、同法第 8 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして、秋田県由利本荘市沖（北側）及び同（南側）（以下、秋田県由利本荘市沖（北側・南側）という。）を海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）に指定した。

本公募占用指針は、法第 13 条第 1 項に基づき、秋田県由利本荘市沖（北側・南側）の促進区域（以下「本促進区域（北側・南側）」という。）内の海域（その上空及び海底の区域を含む。以下「本促進区域内海域」という。）において、海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者を公募により選定するため、調達価格等算定委員会、関係都道府県知事及び学識経験者の意見を聴いた上で、公募の実施及び本促進区域内海域の占用に関する事項を定めるものである。

具体的には、法第 13 条第 2 項各号に基づき、以下①～⑪に掲げる事項及び一般海域における占用公募制度の運用指針（令和元年 6 月）においてその他公募占用指針に定めるべき事項として追加した以下のア～キに掲げる事項を定めるとともに、その他公募に当たって必要な事項を定める。

（法第 13 条第 2 項各号に基づき本公募占用指針において定められた事項）

- ① 対象発電設備区分等
- ② 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の区域
- ③ 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の開始の時期
- ④ 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準
- ⑤ 公募の参加者の資格に関する基準
- ⑥ 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項
- ⑦ 供給価格上限額
- ⑧ 公募に基づく電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 3 条第 1 項に規定する調達価格の額の決定の方法
- ⑨ 対象発電設備区分等に係る再エネ特措法第 3 条第 1 項に規定する調達期間
- ⑩ 選定事業者における再エネ特措法第 9 条第 1 項の規定による認定の申請の期限
- ⑪ 当該再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第 13 条第 2 項第 2 号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する

事項

- ⑫ 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項
- ⑬ 法第 17 条第 1 項の認定（以下「公募占用計画の認定」という。）の有効期間
- ⑭ 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者と関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整に関する事項
- ⑮ 選定事業者を選定するための評価の基準
- ⑯ ①から⑮に掲げるもののほか、その他必要な事項

（一般海域における占用公募制度の運用指針に基づき公募占用指針に記載すべき事項）

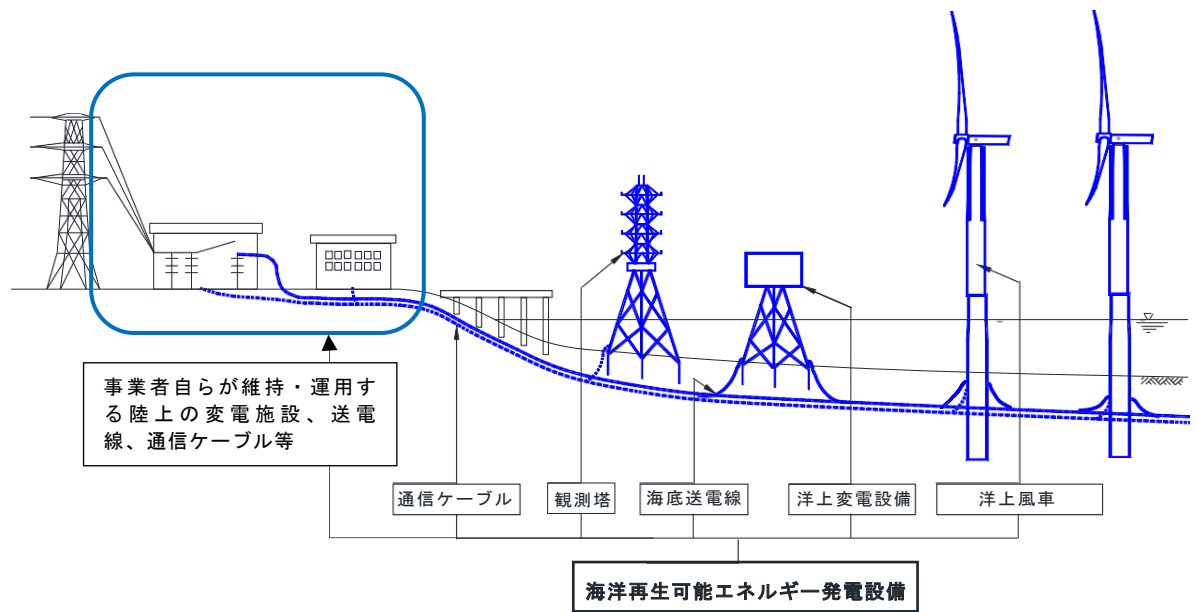
- ア．公募占用計画に記載すべき事項
- イ．占用の許可条件
- ウ．提供情報
- エ．承継される系統の容量とその価格
- オ．漁業・地域との協調の在り方について
- カ．公募占用計画の履行状況の報告について
- キ．遵守すべき事項について

なお、本促進区域（北側・南側）については、「北側」の区域での公募、「南側」の区域での公募を同時に行いつつ、「北側・南側」の両区域の一括提案も同時に受け付けることとし、両区域で最も長期的、安定的、効率的な事業が実施できる事業者の組み合わせを選定することとする。この観点から、両区域の公募占用指針を一体として定めるものである。

（２）定義

1) 海洋再生可能エネルギー発電設備

本公募占用指針において、海洋再生可能エネルギー発電設備とは、洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブル（陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等を含め、事業者が維持し、及び運用するものに限る。）を含めるものとする。



2) その他

前項で定めるもののほか、本公募占用指針において用いる用語は、法、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成 31 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「施行規則」という。）、再エネ特措法及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「再エネ特措法施行規則」という。）において使用する用語の例による。

第2章 公募対象とする事業の要件

本公募により募集する発電事業は、下記（１）から（５）までを満たす事業とする。

（１）公募対象とする発電設備について

1) 対象発電設備区分等（法第13条第2項第1号）

本公募の対象とする対象発電設備の区分等は、風力発電設備（着床式洋上風力）（再エネ特措法施行規則第3条第6号に該当する風力発電設備をいう。以下同じ。）とする。

2) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準（法第13条第2項第4号）

本公募における海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準は、最大受電電力は、当該区域で活用することを希望するとして情報提供のあった系統（以下「確保されている系統」という。本促進区域北側は37.3万kW、同南側は35.7万kW、両区域一括の提案の場合は73万kW）の範囲で事業を実施することとし、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力（※）については、公募参加者が一般送配電事業者との調整を行うことを前提に、上限を設定せず、下限は確保されている系統の容量から20%を減じた値（本促進区域北側は29.84万kW、同南側は28.56万kW、両区域一括の提案の場合は58.4万kW）とする。

（※）海洋再生可能エネルギー発電設備の出力とは、本海域内の海洋再生可能エネルギー発電設備が発電できる能力（kW）の合計をいう。

（留意事項）

本公募は、系統を確保し、これを本公募へ活用することを希望した事業者（以下「系統提供事業者」という。）の系統（詳細は第3章（2）2）により提供する情報のとおり）を活用することを前提に実施する。このため、本公募に参加する事業者（以下「公募参加者」という。）は、系統提供事業者が一般送配電事業者に対して接続検討申込みを行った内容について、出力等の変更が可能か検討する必要がある、上記の出力の量の基準の範囲内においても、系統状況や連系する風車の仕様等（出力等）によっては、出力等の変更が不可となる場合があるため個別に判断が必要なことに留意すること。

なお、公募参加者は、公募期間中に一般送配電事業者に対して、承継後の出力の変更可否を判断するための接続検討申込みを行うことが可能であり、詳細は第10章（2）1）「公募占用計画に係る接続検討申込みについて」を参照すること。

（２）当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の区域（法第13条第2項第2号）

本公募の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の区域は以下とする。

- ① 所在地 秋田県由利本荘市沖（北側・南側）
- ② 対象区域 別添 1 参照

（３）供給価格等に関する事項について

1) 供給価格上限額（法第 13 条第 2 項第 7 号）

本公募において公募参加者が提案する供給価格の上限額は、29 円/kWh とする。

2) 公募に基づく再エネ特措法第 3 条第 1 項に規定する調達価格の額の決定の方法（法第 13 条第 2 項第 8 号）

調達価格の額は、選定事業者が公募占用計画に記載した供給価格の額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額とする。

3) 対象発電設備区分等に係る再エネ特措法第 3 条第 1 項に規定する調達期間（法第 13 条第 2 項第 9 号）

調達期間は 20 年間とする。

ただし、選定事業者が初めて公募占用計画の認定を受けた時点で公募占用計画に記載されている海洋再生可能エネルギー発電設備による運転開始予定日（特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定日をいう。公募占用計画には「事業の実施時期（運転開始予定日）」として記載し、再エネ特措法第 9 条第 3 項の認定を受けた日から起算して 8 年が経過した日以前の日とすること。なお、複数の系統契約（2,000kW 以上）による場合、系統契約毎に運転開始予定日の設定が可能。）を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20 年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を調達期間とする。なお、他の促進区域の選定事業者や港湾区域内に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するために港湾法第 37 条第 1 項に基づく許可を受けた者との間で、促進区域と一体的に利用する港湾の使用時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長を認める。

また、法第 21 条第 1 項に基づき、公募占用計画の認定が取り消された場合には、当該取消しの日をもって調達期間は終了することとする。

（４）事業の実施期間に係る事項について

1) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の開始の時期（法第 13 条第 2 項第 3 号）

法第 13 条第 2 項第 3 号に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占有開始の時期は、法第 17 条第 1 項に基づき公募占用計画が経済産業大臣及び国土交通大臣に認定された日から原則 6 年以内とする。

2) 公募占用計画の認定の有効期間（法第 13 条第 2 項第 13 号）

公募占用計画の認定の有効期間は 30 年とする。

3) 占用の期間

本公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の本促進区域内海域の占用の期間は、占用の許可を受けた日から 30 年とする。ただし、公募占用計画の認定の有効期間内に限る。

なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、当該期間の終了前に、経済産業省と国土交通省が促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等の観点から新たに公募を実施せず、占用の延長の申請を認めると判断し、かつ、事業者が改めて占用のための国土交通大臣の許可を取得した場合に、占用の更新が認められる。

（5）その他留意すべき事項

1) 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者と関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整に関する事項（法第 13 条第 2 項第 14 号）

洋上風力発電事業の実施のためには、地元関係者等の理解を得る必要がある。その基本となるのは、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整であり、事業の実施にあたっては、選定事業者は関係法令を遵守するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長と十分に調整し、十分な理解がなされるように努めること。

2) 本促進区域に係る漁業・地域との協調の在り方等について

本促進区域の指定に当たっては、本促進区域における発電事業と漁業・地域との協調を図る観点から、法第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 10 月 8 日に秋田県由利本荘市沖（北側・南側）における協議会が設置され、本促進区域の指定及び本促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議が行われた。

当該協議会においては、（別添 2）秋田県由利本荘市沖（北側・南側）における協議会意見とりまとめのとおり、秋田県由利本荘市沖（北側・南側）をそれぞれ促進区域として指定することに異存はないものの、指定に当たっては、公募から発電事業終了までの全過程において、同協議会が示す事項に留意することを求める旨の意見が取りまとめられた。

（別添 2）秋田県由利本荘市沖（北側・南側）における協議会意見とりまとめ「3. 留意事項」を尊重して事業を実施すること。

なお、本促進区域内では、廃坑井が 1 か所以上存在することが判明している。このため、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置位置等を計画する際は、事前に経

済産業省東北経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課に対して鉱業原簿又は閉鎖鉱業原簿等の情報を閲覧請求することで鉱業権者（既に鉱業権が消滅しているときは、鉱業権の消滅の時ににおける当該鉱区の鉱業権者を含む。以下同じ。）の情報を入手した上で当該鉱業権者に廃坑井の情報を問い合わせる等により、これを損傷等することで海洋環境に影響を及ぼすことのないよう留意すること。

3) 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占有をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項（法第 13 条第 2 項第 12 号）

選定事業者は促進区域内海域の占有をしないこととなった場合、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去を行う義務を負う。なお法第 20 条に基づき、選定事業者の地位を承継した者がいる場合は当該承継者が同義務を負う。海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に当たっては、下記事項に留意し、撤去の考え方を含めた公募占有計画を策定すること。

i) 撤去に当たっては海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海防法」という。）等の関係法令を遵守すること。

ii) 本促進区域内海域において設置する施設の撤去に関しては、原則、原状回復すること。ただし、施設の一部を残置することを前提とした公募占有計画を作成する場合には、関係法令を遵守することとし、特に下記の事項に留意すること。

① 海防法との関係

環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件に、撤去の際にその一部を残置することを前提とした公募占有計画の作成を認めることとする。

ただし、撤去時に上記の環境大臣の許可が認められなかった場合及び残置した後に問題が明らかになった場合の責任は事業者に帰するものとする。

なお一部残置することを前提とした公募占有計画を作成する場合は、海底面下 1 m 以深で切断するなど、海洋環境の保全に十分配慮した撤去方法を検討すること。

② 再エネ海域利用法との関係

上記①に基づき、環境大臣の許可を得て施設の一部を残置する行為は、法第 12 条における禁止行為には該当しない。また、当該行為は、法第 10 条第 1 項における国土交通大臣の許可を要しない（施設として残置する場合は除く）。

- iii) 撤去に当たっては、占用許可期間の終了後又は公募占用計画の提出者が経営破綻した場合に備え、次の①②を踏まえた撤去費用の確保等に関する方法を公募占用計画に示すこと。

① 撤去費用の金額

公募段階における撤去費用は、一律に、海洋における施工費（海洋における基礎、風車、ケーブル、洋上変電所の施工費及びその他施工費。なお、陸上に設置する変電施設や送電線の施工費、施工に要する資材購入費は含まない。）の70%とする（撤去費用の額及び算出根拠については事業者選定における評価の対象とはしない）。

ただし、事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、海洋における建設工事着手日までに撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更すること。

なお、今後、長期的には撤去に関しても技術開発等が進むことも想定されることから、技術の進展に伴う撤去方法及び撤去費用を見直すことは可能である。

② 撤去費用の確保方法

選定事業者は、発電事業の開始から撤去の完了までの全期間において、①で算出した撤去費用の金額の全額について、以下のア) 又はイ) の方法により撤去費用を確保するための措置を講じること。

ア) 及びイ) の方法を併用することも可能であり、この場合はア) 及びイ) の方法により確保される金額の合計額が①の撤去費用の金額となるようにすること。なお、ア) 及びイ) の金額の配分を事業年度ごとに変更すること及びア) については年度毎の保証状の更新が可能である。但し、保証状の更新が行えない等、①の撤去費用の金額の確保ができない場合には、占用許可の取り消しを行うことがある。

ア) 撤去費用を担保するための保証状の提出

海洋再生可能エネルギー発電設備により特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を開始する日（以下「運転開始日」という。）までに政府宛の金融機関保証状（デコミッショニング LC に限らず、保証状の形式でも可）を国土交通省の担当部局に差し入れること。なお当該保証状の条件として、不可抗力等の事由の如何を問わず当該撤去費用に関する保証履行を担保する旨が記載されていること。

※ 公募占用計画提出時に金融機関による Letter of Intent（金融機関等が公募段階で公募参加者に対し融資等の検討を実施することを約す

る文書をいう。以下「LOI」という。)を提出すること。なおプロジェクトファイナンスを利用する場合の金融機関の LOI にデコミッション LC を含むことで、プロジェクトファイナンスに関する LOI を以て当該 LOI を代替出来るものとする。なお、金融機関が保証状を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付が、A－またはA 3 以上であることを要する。

なお、保証状は、選定事業者による公募占用計画に記載された海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去が完全に実施されたことが確認された後に返還することとする。

イ) 撤去費用の積立てを証する書類の提出

倒産時にも隔離可能であり、また、撤去以外の目的での預金の利用を制限する口座を開設し(例えば、信託銀行の国内支店に、国土交通大臣を受益者、選定事業者を委託者兼受益者とするエスクロー口座等を開設するなど)、運転開始日までに必要な金額を当該口座に入金すること。当該口座に信託等した金銭は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認なく引き出してはならない。また、選定事業者は、当該口座への信託等を開始した時点から、毎年、国の会計年度の終了の日(当該日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その直前の平日(土曜日を除く。))までに当該口座の残高証明書を国土交通省に提出することとする。

iv) 撤去完了時の状況をカメラによる撮影その他の方法で確認し、遅滞なく国土交通大臣に対して報告すること。

第3章 事業実施に必要な情報の提供

- (1) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項（法第13条第2項第11号）

海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、当該促進区域内海域と一体的に利用することが可能な港湾は秋田港であり、その諸元等は下記のとおり。

また、秋田港を活用する場合は、公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、公募占用計画の提出に先立ち、国土交通省東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること。なお、事業者の選定後、選定された事業者は、港湾施設（岸壁・埠頭用地等）を利用する場合、あらかじめ港湾施設の賃貸借契約を東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）と締結すること。

（港湾・埠頭名及びその諸元）

- ・ 秋田港飯島埠頭、岸壁水深 11 m、岸壁延長 190 m、最大耐荷重 約 35t/m²、埠頭利用可能面積 約 8ha
- ・ 平面図は別添 3 のとおり

（貸付料等）

- ・ 東北地方整備局、秋田県及び選定事業者の 3 者で、最長30年の賃貸借契約を締結する。賃貸借契約の内容は、原則として、国土交通省HPに年内目途で掲載予定の賃貸借契約書のフォーマット「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」のとおりとする。

（URL：https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000063.html）

- ・ 東北地方整備局へ支払う貸付料は15億円（最長20年の均等分割払い）、秋田県へ支払う貸付料は25億円（最長20年の均等分割払い）を基礎として、同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする（他の風力発電事業者と契約を締結する都度、貸付料を更新する。）。詳細は上記賃貸借契約書（案）を参照すること。

注1）上記金額は施設整備に要する費用と埠頭の利用可能面積をもとに算定するものであるが、精算等を完了したのちに契約を行うため、今後の変更がありうる。

注2）本公募期間中に港湾区域内の洋上風力発電事業者と賃貸借契約を締結する可能性があり、その場合、当該契約の概要は契約締結後に国土交通省HPに掲載する予定である。

(貸付期間)

最長 30 年間

ただし、上記の港湾に加え、利用形態に関わらず、事業者が自ら海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用するために調整した港湾がある場合には、当該港湾を活用することは可能とする。この場合には、公募占用計画の提出時に、当該港湾が活用可能であることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を添付すること。また、公募占用計画の提出に先立ち、当該港湾管理者に対して当該港湾の利用スケジュール等を通知し、利用可能であることを確認すること。

また、港湾の利用に当たって、騒音等による影響が出ないように、港湾管理者及び港湾協力団体等が実施する港湾周辺地域の良い環境の形成等にも配慮しながら港湾を活用しなければならないことに留意すること。

(2) 国が行った調査結果に係る情報の提供について

1) 情報提供の手続

本促進区域の指定に当たって経済産業大臣及び国土交通大臣が行った調査によって得られた情報については、事業者が本公募への参加及び公募占用計画における提案内容を検討する際に参考になると考えられることから、令和2年9月10日付け「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」に基づき情報提供を行っている。

情報の提供を受けることを希望する事業者は、上記「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」の定めるところに従い本情報の提供申請を行うこと。

2) 提供する情報の内容

上記「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」に基づき提供している情報の概要は以下のとおりである。

i) 風況・海象等の調査の結果

項目	内容	
気象	風況	年平均風速、風速分布・風向分布、乱流強度、極値風速等
海象	潮汐	潮汐変化、最高／最低静水位等
	波浪	有義波高・波のピーク周期等
海底	海底形状、海底人工物、海底面下の土層構造等（音波探査・土質調査）	

ii) 系統提供事業者から提供を受けた系統に係る契約等の情報

項目	内容
系統に係る契約等の情報	系統提供事業者から提供を受けた系統連系に関する契約書や接続検討回答書のうち、下記を除いた情報 ①単機あたりの発電機情報及び基数、変圧器の情報 ②力率の情報 ③三相短絡容量計算書の情報
承継が義務付けられる資産等の承継価格を算出するために必要な情報	系統提供事業者が一般送配電事業者に対して支出した実費（工事費負担金等）及びその支払日、未払の工事費負担金の額等
承継する系統容量に付随する事業資産等の情報	発電事業者が自己の責任で敷設する自営線や、海底送電線・通信ケーブルの敷設状況等に関する情報等（各事業者により容易に異なる選択肢を選択し得ると考えられるもの等を除いたもの）

第4章 公募の実施スケジュール

(1) スケジュール

【公募実施関係】

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1) 公募占用指針の配布開始 | 令和2年11月27日(金) |
| 2) 公募占用計画の受付期限 | 令和3年5月27日(木) 17時00分 |
| 3) 審査・評価 | 令和3年5月28日(金)～ |
| 4) 選定結果公表 | 令和3年10～11月頃 |

【情報提供関係】

- | | |
|--|-------------------------------|
| 1) 秋田県由利本荘市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報提供の受付 | 令和2年9月10日(木)～
令和3年5月27日(木) |
|--|-------------------------------|

※ 令和2年9月10日付け「秋田県由利本荘市沖(北側・南側)海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」参照

- | | |
|-----------------|--|
| 2) 説明会申込受付 | 令和2年11月27日(金)～12月11日(金) |
| 3) 説明会 | 令和2年12月18日(金) |
| 4) 公募占用指針の質問受付 | 令和2年11月27日(金)～12月28日(月)
(ただし、公募占用計画の記載方法に関する質問受付期限は令和3年3月5日(金)とする。) |
| 5) 協議会構成員による説明会 | 令和2年12月～令和3年1月頃 |
| 6) 質問への回答 | 令和3年2月末頃
(ただし、記載方法に関する質問への回答時期は令和3年3月頃とする。) |

(2) 説明会の開催

希望者を対象に提出資料の記載要領等の公募に関する説明会を次のとおり開催するので、参加希望者は事前申込みを行うこと。なお、説明会当日は、事務局から公募占用指針の概要等について説明することとし、参加者からの本公募に関する質問に対する回答は、後日、後記(4)の質問に対する回答と合わせて公表する予定である。

- | | |
|---------|---|
| 1) 日 時 | 令和2年12月18日(金)午後 |
| 2) 実施方法 | オンラインの方式による。
詳細については、希望者に電子メールにて連絡する予定。
回線の都合により、1社につき1回線での接続に制限する予定。 |
| 3) 申込様式 | 秋田県由利本荘市沖(北側・南側)洋上風力発電事業の公募に関する説明会参加申込書【様式1】 |
| 4) 申込期間 | 令和2年11月27日(金)～12月11日(金) |
| 5) 申込方法 | |

下記申込先に、公募に関する説明会参加申込書【様式1】を電子メールにより送付すること

6) 申込先

(電子メールによる場合)

宛先 : 国土交通省港湾局海洋・環境課

アドレス : hqt-akitayurihonjo-koubo@gxb.mlit.go.jp

件名 : 「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）洋上風力発電事業の公募に関する説明会参加申込について」と記載すること

(3) 協議会構成員による説明会

事業者において協議会の構成員等の意見を的確に把握する機会を設けるため、協議会構成員による説明会を実施することとする。

開催日程及び開催方法等の実施の詳細については、追ってホームページ等で公表する予定である。

(4) 公募占用指針に関する質問の受付

本公募占用指針に基づいて公募占用計画を提出するに当たっての質問がある場合には、次のとおり受け付ける。

- 1) 提出様式 秋田県由利本荘市沖（北側・南側）洋上風力発電事業の公募に関する質問書【様式2】
- 2) 受付期間 令和2年11月27日（金）～12月28日（月）
（ただし、公募占用計画の記載方法に関する質問は、令和3年3月5日（金）まで）
- 3) 提出方法 電子メールによる。
（メール件名：「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）洋上風力発電事業の公募に関する質問書（事業者名・提出日）」）
なお、電子メール送信後に、提出先に着信確認の電話連絡を行うこと。
- 4) 提出先 第10章（4）「担当部局」記載の経済産業省及び国土交通省の担当部局
- 5) 回答

提出された質問及びその回答は、令和3年2月末頃まで（公募占用計画の記載方法に関する質問及びその回答は、令和3年3月末頃まで）にホームページで公表する。

※ なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の情勢の変化が生じて上記の取扱いの変更を行うこととなった場合には、別途公表する。

第5章 公募参加のための手続

(1) 公募の参加者の資格に関する基準（法第13条第2項第5号）

1) 公募参加資格

公募に参加できる者は、（別添4）公募参加資格に記載する要件をいずれも満たす企業、又は複数の企業で構成する連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

コンソーシアムにより公募に参加する場合には、選定事業者として選定された後、公募占用計画の認定を受けるまでに、公募占用計画に記載した議決権保有割合の構成員により構成されるSPC（本公募に係る事業の実施のみを目的とする会社をいう。以下同じ。）を設立して、コンソーシアムを解消することを条件とし（ただし、公募占用計画の提出前に、SPCを設立していた場合は、当該SPCを活用することは差し支えない。）、SPCとして公募占用計画の認定を受けるものとする。なお、コンソーシアムの全ての構成員が、SPCの構成員になるものとする。

コンソーシアムにより公募に参加する場合には、コンソーシアムの構成員が公募参加資格に記載する要件をいずれも満たす必要がある。また、SPCにより公募に参加する場合（以下「SPC参加の場合」という。）には、SPCの議決権を有する企業の実績等についても公募占用計画の評価の対象となるが、この場合には、SPCの議決権を有する構成員についても公募参加資格に記載する各要件（別添4の2(1)の要件を除く。）を満たす必要がある。

2) 公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等

本公募への参加及び事業の実施に当たっては、下記の事項を遵守すること。また、コンソーシアムにより公募に参加する場合にはコンソーシアムの構成員、SPC参加の場合にはSPCの議決権を有する企業（以下「SPCの構成員」といい、コンソーシアムの構成員及びSPCの構成員を併せて「コンソーシアム又はSPCの構成員」という。）においても下記事項を遵守すること。

なお、下記の遵守事項に違反した場合、その応募が無効と扱われ、又は選定事業者としての選定が取り消されることがある。また、他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがある。

i) 申請者がコンソーシアムである場合又はSPC参加の場合は、コンソーシアム又はSPCの構成員の中から公募参加者を代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が公募手続を行うものであること。

ii) コンソーシアムにより公募に参加する場合には、選定事業者として選定された後、公募占用計画の認定を受けるまでに、公募占用計画に記載した議決権保有割合の構成員により構成されるSPCを設立し、コンソーシアムを解消すること（ただし、公募占用計画の提出前に、SPCを設立していた場合は、当該SPCを活用することは差し支えない。）。

- iii) 関係法令、基準及び本公募占用指針を遵守し、計画を作成すること。
- iv) 関係法令、基準及び本公募占用指針に記載された事項並びに認定を受けた公募占用計画に従って事業を実施すること。また、本公募占用指針（別添４）公募参加資格３（(3)イ、ウ、オを除く。）に掲げる事項については、公募占用計画の認定の有効期間中にわたってこれを継続すること。
- v) 協力企業についても（別添４）公募参加資格３（(3)イ、ウ、オを除く。）に該当することがないように、適切に管理すること。
- vi) 本公募占用指針が公示された日（令和２年 11 月 27 日）から事業者選定の通知がされる日までの間は、公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様（※１）による地元関係者（※２）への接触は行わないこと。
- ※１ 具体例として、例えば、以下のような行為については、公平性、透明性及び競争性を阻害するような地元関係者との接触に該当する。
- ・ 地元関係者から他社の情報を聞き出す行為
 - ・ 自らに有利となるような都道府県への陳情を地元関係者に依頼する行為
 - ・ 事業者が地元関係者に公募に関する助言を求めるといった行為
 - ・ 地元関係者の費用を負担して飲食する行為など地元関係者に便宜を供与する行為
- なお、公平性・公正性・透明性を確保しながら海域調査を行うための接触や地元のイベントに参加すること、協議会等において公平性・公正性・透明性を確保しながら接触を行うことについては、これだけをもって、公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害するものではないと考えられるため、参加資格を失うことにはならない（ただし、上記の便宜供与等を伴う場合は除く。）。
- ※２ 地元関係者の範囲は、協議会の構成員（関係省庁、自治体及び有識者を除く。以下同じ。）及び協議会の構成員となっている団体の構成員等とする。
- 関係省庁及び自治体については、国家公務員倫理法等の規程に基づく範囲において接触することは可能であるが、当該規程等に違反する行為を伴う接触があった場合には、公募参加資格を失うこととする。
- なお、上記に該当しない者との接触であったとしても、例えば接触相手を通じて都道府県に対して自ら有利になるような働きかけを行った場合など、明らかに公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害する行為があった場合は、参加資格を失うこととする。

vii) 公募に参加しようとする他の者との間で、当該公募に係る情報（公開情報を除く。）を収集・提供する活動を行わないこと。

viii) 系統提供事業者とは別の事業者が選定事業者として選定された場合、系統提供事業者は、選定の通知を発した日の翌日から 3 ヶ月以内に遅滞なく系統提供事業者が有している系統に係る契約上の地位を選定事業者に承継し、選定事業者は同期間内に譲渡対価を支払いの上、系統提供事業者から当該契約上の地位の承継を受けること。（詳細は第 9 章（4）「系統に係る契約等の承継と承継条件等について」参照。）

ix) 公募占用計画に記載した事項に偽り等がないこと。

x) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備と電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する電気事業者から、当該電気事業者がその供給する電気の電圧及び周波数の値を電気事業法第 26 条第 1 項（同法第 27 条の 26 第 1 項の規定により準用される同法第 26 条第 1 項の規定を含む。）に規定する経済産業省令で定める値に維持するために必要な範囲で、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制その他の協力を求められたときは、これに協力すること。

xi) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げること。

xii) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電を開始したときは、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に要した費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る海洋再生可能エネルギー発電事業の開始に係る情報について、経済産業大臣に提供するものであること。

xiii) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の量に関する情報及び当該海洋再生可能エネルギー発電設備の運転に要する費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報について、経済産業大臣に対して提供するものであること。

xiv) 令和 2 年 9 月 10 日付け「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」に基づき提供

を受けた情報の取扱いについては、当該情報の利用条件として定められている条件を遵守すること。

（２）公募占用計画の提出

1) 公募占用計画の提出期間及び提出方法

公募参加者は、本公募占用指針を熟覧の上、下記及び別紙「記載要領及び様式集」に従って作成した「公募占用計画」及び添付書類を提出するものとする。また本公募は「北側」「南側」「両区域一括」の提案を同時に公募しているため、提出する「公募占用計画」がどの区域の提案であることを明示して提出すること。なお、期限を経過後の提出は受理しないこととする。

公募占用計画の記載事項の詳細については、第 6 章「公募占用計画に記載すべき事項」参照のこと。

i) 提出期限 持参の場合：令和 3 年 5 月 27 日（木） 17 時 00 分

※ 土日祝を除く平日の 10 時 00 分～17 時 00 分に持参すること

送付の場合：令和 3 年 5 月 27 日（木） 17 時 00 分（必着）

ii) 提出先

第 10 章（４）「担当部局」記載の国土交通省の担当部局

iii) 提出方法

- ① 正本と写し 20 部及び電子データ（CD-R または DVD-R：PDF、様式指定があるものは PDF と指定の様式）2 部を持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）すること。
- ② 公募占用計画を持参する場合には、正本は封かんの上、公募参加者の商号又は名称、代表者名（個人の場合は氏名）、公募件名（「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用計画」）を表記し、提出すること。
- ③ 送付により公募占用計画を提出する場合は、表封筒に「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用計画」在中の旨を朱書き、封かんした公募占用計画（正本）を同封すること。
- ④ 代理人が公募占用計画を提出する場合には、公募占用計画に加えて、委任状を提出すること。

iv) 提出に当たっての注意事項

- ① 公募占用計画に記載する提出者の住所、事業者名及び代表者名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人が記載、押印すること。

- ② 公募参加者又は代理人は、本件公募について他の公募参加者の代理人を兼ねることはできない。
- ③ 公募参加者による提出書類に不備がある場合や、公募に関する不正行為を行った場合などについては、当該公募参加者による公募への参加は無効とすることがある（下記 3）参照）
- ④ 供給価格【様式 3-1-2 3） 7. 】については正本 1 部にのみ記載すること。
- ⑤ その他、提出書類の作成に当たっては、「記載要領及び様式集」の「第 1 提出書類及び各様式の記載要領」に従うこと。

2) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

i) 公募占用計画【様式 3-1-1～3-1-21】

ii) 添付書類

- ・表紙（公募申込書及び資格審査書類）【様式 3-2-1】
- ・公募占用計画認定申請書【様式 3-2-2】
- ・委任状（代表企業以外のコンソーシアム構成員用）【様式 3-2-3】
※コンソーシアムの場合のみ、全てのコンソーシアム構成員のもの
- ・関心表明書（協力企業用）【様式 3-2-4】
※協力企業がある場合のみ、全ての協力企業のもの
- ・第一次保証金について【様式 3-2-5】
- ・実績を証する書類【様式 3-2-6】
- ・（プロジェクトファイナンスを利用する場合）金融機関の関心表明（LOI）及び実績を証する書類【様式 3-2-7】
（自己資金を利用する場合）事業者名義の誓約書（様式自由）
- ・定款及び役員名簿 最新のもの（写し）
- ・法人登記事項証明書 提出日前 3 箇月以内に発行されたもの（原本）
- ・事業報告書等 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、付属明細書 過去 3 年分（写し）
※ 設立 3 年未満の事業者においては提出可能な年数分
- ・納税証明書 法人税、消費税及び地方消費税についての直近の納税証明書（写し）
- ・公募占用計画の要旨 様式自由（A3 横 1 枚）
- ・宣誓書【様式 3-2-8】
※ 下記①及び②の事項を宣誓する旨の宣誓書を添付すること。
- ① （別添 4）公募参加資格の 3 に記載されている事項のいずれにも該当しないこと。

- ② 第5章（１）２）「公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等」記載の事項をいずれも遵守すること。

（留意事項）

- ・ 定款及び役員名簿、法人登記事項証明書、事業報告書等、納税証明書、宣誓書については、コンソーシアム又は SPC の全ての構成員分のものを提出すること。

3) 応募の無効、公募の延期

i) 応募の無効について

次のいずれかに該当する応募は無効とすることがある。

- ① 公募参加資格のない者がした応募
- ② 遵守事項（第5章（１）２））に違反する者がした応募（なお、応募後、選定事業者の選定までに遵守事項に違反した者の応募も同様とする。）
- ③ 指定の時刻までに提出しなかった、又は、必要書類がすべて提出されなかった応募
- ④ 所定の様式によらない応募
- ⑤ 記名、押印を欠く応募
- ⑥ 公募参加者又はその代理人が1人で同一区域において2件以上の応募をした場合、その全ての応募
※「北側」、「南側」及び「北側・南側」全体での応募をそれぞれ行うことを除く
- ⑦ 公募参加者及びその代理人がそれぞれ応募した場合、その双方の応募
- ⑧ 委任状の提出がない代理人がした応募
- ⑨ 占用料の額、公募参加者の氏名その他主要部分が識別し難い応募
- ⑩ 占用料の額を訂正した応募
- ⑪ 公募に関し、不正な行為を行った者がした応募

ii) 公募の延期等

公募参加者（代理人が公募占用計画を提出する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穏の挙動をするなどの場合であって、公募を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該公募を延期し又はこれを取り止めることがある。

（３）保証金に関する事項（法第13条第2項第6号）

恣意的に供給価格を低く設定して複数の応募を行うこと等による公募の不正操作や過当な価格競争を防ぎ、適正な公募の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金（以下「第1次保証金」という。）の提供を求めることとする。また、本区域におい

ては、選定事業者のみが認定を取得し事業実施することが可能となるため、選定事業者の確実な事業実施を担保する必要がある。このため、選定事業者に対し、選定時に保証金（以下「第2次保証金」という。）の提供を求めるとともに、更に選定から24か月以内に追加の保証金（以下「第3次保証金」という。）の提供を求めることとする。

保証金の提供については、現金納付による方法のほか、保証金に相当する額を国土交通省の担当部局に提供することを担保する書面（当該保証金に相当する額の提供を担保する者（以下「保証人」という。）が経済産業大臣及び国土交通大臣が定めるものに該当する場合に限る。以下「保証状」という。）を国土交通省の担当部局に提出する方法によることができる。現金納付と保証状を併用することも可能であり、この場合はそれぞれにより確保される金額の合計額が保証金相当額となるようにすること。なお、現金納付及び保証状の金額の配分を事業年度ごとに変更すること及び保証状については年度毎の保証状の更新が可能である。この方法による場合において国土交通省担当部局は、当該保証状を返還することにより、保証金の返還に代えることとする。

1) 保証金の額及び提供方法

i) 第1次保証金

① 第1次保証金の額

第1次保証金の単価は、500 円/kW とする。したがって、公募参加者が提供すべき第1次保証金の額は、当該公募参加者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力（本海域内の海洋再生可能エネルギー発電設備が発電できる出力か、最大受電電力かのいずれか小さいものをいう。第2次保証金及び第3次保証金の額についても同様とする。）に当該単価を乗じて得た額とする。

② 第1次保証金の提供期限

第1次保証金は、公募占用計画の提出時まで提供すること。

第1次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該応募は無効とする。

③ 第1次保証金の提供方法

ア) 現金納付による場合

公募占用計画の提出時まで第1次保証金の払込みを行った上、公募占用計画の提出時に保管金提出書及び保管金領収証書を国土交通省の担当部局に提出すること。

（留意点）

- 事業者においては、まず保管金提出書【様式 4-1】を国土交通省の担当部局に提出した後、国土交通省から交付される保管金払込書及び保管金領収証書をもって日本銀行代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）に第1次保証金に相当する保管金を払い込むこととなる。このため、保管金提出書

を提出する前に、事務手続について余裕をもって国土交通省の担当部局に相談すること。

イ) 金融機関の発行する保証状を提出する場合

第1次保証金の納付を保証状の提出に代える場合は、下記の条件を満たす保証状及び添付書類の原本を公募占用計画の提出時に国土交通省の担当部局へ提出すること。

(保証状の条件)

- ・ 【様式 4-2】で定めた保証状様式を使用していること
- ・ 保証人が保証状を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者による信用格付が、A－又はA3以上の金融機関であること
- ・ 保証状は日本国内の支店で発行されており、代表者名及び押印が代表取締役等の代表者となっていること
- ・ 保証期間の終了日が令和3年12月末日よりも長いこと（第7章（4）1）iv）に留意すること）
- ・ 保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から6か月間以上あること
- ・ 被保証人は公募参加者（本事業実施のために設立されたSPCを含む。）であること
- ・ 下記3）i）「第1次保証金の没収事由」で定めた場合に国土交通大臣が請求書を発行することで10営業日以内に保証人からの保証金の支払が実行されること
- ・ 保証は取消不能かつ無条件であること
- ・ 支払通貨は日本円となっていること
- ・ コンソーシアムの形態で公募に参加する場合、各構成員を被保証人とする保証状の合計額が、上記①の額であれば足りる。また、その際には、各保証が連帯保証である必要はない。
- ・ 準拠法は日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすること

(添付書類)

- ・ 保証人の登記事項証明書（代表者事項証明書）（※）
- ・ 保証人の代表者の印鑑証明書（※）
- ・ 保証状提出時に使用する連絡票【様式 4-4】
- ・ 提出日より3か月以内に発行された原本を提出すること。

(保証状の提出先)

- ・ 公募占用指針第10章（4）「担当部局」のとおり。

- ・ 公募占用計画の提出にあたっては、「記載要領及び様式集」に従い第一次保証金について【3-2-5】に金融機関の保証状概要（銀行名、支店名、発行日、保証状の番号等）を記入し、提出すること。

ii) 第2次保証金

① 第2次保証金の額

第2次保証金の単価は、5,000 円/kW とする。したがって、選定事業者が提供すべき第2次保証金の額は、選定事業者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

ただし、選定事業者が第1次保証金として提供した額が第2次保証金に充当される（選定事業者が第1次保証金の提供のために保証状を提出した場合には、当該保証状が第2次保証金の一部に係る保証状とみなされる）ため、選定事業者が第2次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、選定事業者が第1次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

なお本公募に係る系統工事の実施の為の保証金等を一般送配電事業者に提供している場合には、以下を条件に、上記の額から当該系統工事の実施の為の保証金等の額を減じて得た額を第2次保証金の額とする。

ア) 当該保証金等の提供を証する資料を提供すること

イ) 本公募に係る事業を中断等した場合には当該系統を本促進区域の再公募に活用することとし、当該系統の承継等により回収した費用のうち保証金に相当する額を国に納付すること

② 第2次保証金の提供期限

第2次保証金の提供期限は、当該選定について選定事業者に選定された旨の通知を発した日の翌日から起算して8週間以内とする。

第2次保証金が期限までに提供されなかった場合、選定事業者の選定は無効とする。

③ 第2次保証金の提供方法

ア) 現金納付による場合

第2次保証金に係る保管金提出書及び保管金領収証書を選定事業者に選定された旨の通知を発した日の翌日から8週間以内に国土交通省の担当部局に提出すること。

（留意事項）

- ・ 事業者においては、まず保管金提出書【様式 4-1】を国土交通省の担当部局に提出した後、国土交通省から交付される保管金払込書及び保管金領収証書をもって日本銀行代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）に第2次保証金に相当する保管金を払い込むこととなる。このため、保管金提出書を提出

する前に、事務手続について余裕をもって国土交通省の担当部局に相談すること。

イ) 金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合

選定事業者を選定された旨の通知を発した日の翌日から 8 週間以内に保証状及び添付書類の原本を国土交通省の担当部局に提出すること（必着）。なお、下記の条件を満たしていることが確認できない場合、第 2 次保証金を期限内に提出したものと認められない。

（保証状の条件）

- ・ **【様式 4-3】** で定めた保証状様式を使用していること
- ・ 保証人が保証状を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付が、A－または A 3 以上の金融機関であること
- ・ 保証状は日本国内の支店で発行されており、代表者名及び押印が代表取締役等の代表者となっていること
- ・ 保証期間の終了日が少なくとも提出日から 1 年が経過した日より長いこと（第 7 章（4）1）iv）に留意すること）
- ・ 保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から 6 か月間以上あること
- ・ 被保証人は公募参加者（本事業実施のために設立された SPC を含む。）であること
- ・ 下記 3) ii) 「第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収事由」に該当する場合に国土交通大臣が請求書を発行することで 10 営業日以内に保証人からの保証金の支払が実行されること
- ・ 保証は取消不能かつ無条件であること
- ・ 支払通貨は日本円となっていること
- ・ 準拠法は日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすること
- ・ コンソーシアムの形態で公募に参加する場合、各構成員を被保証人とする保証状の合計額が、上記①の額であれば足りる。また、その際には、各保証が連帯保証である必要はない。

（添付書類）

- ・ 保証人の登記事項証明書（代表者事項証明書）（※）
- ・ 保証人の代表者の印鑑証明書（※）
- ・ 保証状提出時に使用する連絡票 **【様式 4-4】**

※提出日より 3 か月以内に発行された原本を提出すること。

(保証状の提出先)

公募占用指針第10章(4)「担当部局」のとおり。

(留意事項)

運転開始前に国土交通省担当部局に提出された保証状の保証期間が終了する場合は、保証期間終了までに、①新たな保証状の提出、又は②第2次保証金相当額の現金納付を行うこと。

なお、現金納付による場合は上記ア) 現金納付による場合に準ずる方法で、保証状による場合は上記イ) 金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合に準ずる方法で、増額期日までに増額相当分の保証金納付又は保証状を追加で提供すること。

ウ) 納付形式の変更

保証金納付後の納付形式の変更は、金融機関の発行する保証状を提出する方法から現金納付による方法へ変更する場合のみ認められる。したがって、一度現金納付による方法で保証金を納付した場合は、保証状を提出する方法へ変更することはできない。現金納付形式へ変更する場合は、金融機関発行の保証状の保証期間内に上記で記載されている振込先へ第2次保証金相当額の振込を行うとともに、保証状の返却を行うこと。

iii) 第3次保証金

① 第3次保証金の額

第3次保証金の単価は、13,000円/kWとする。したがって、選定事業者が提供すべき第3次保証金の額は、当該公募参加者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

ただし、選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額が第3次保証金に充当する(選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金の提供のために保証状を提出した場合には、当該保証状が第3次保証金の一部に係る保証状とみなす。)こととするため、選定事業者が第3次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

なお本公募に係る系統工事の実施の為の保証金等を一般送配電事業者に提供している場合には、以下を条件に、上記の額から当該系統工事の実施の為の保証金等の額を減じて得た額を第3次保証金の額とする。

ア) 当該保証金等の提供を証する資料を提供すること

イ) 本公募に係る事業を中断等した場合には当該系統を本促進区域の再公募に活用することとし、当該系統の承継等により回収した費用のうち保証金に相当する額を国に納付すること

② 第3次保証金の提供期限

第3次保証金の提供期限は、当該選定について選定事業者を選定された旨の通知を発した日の翌日から起算して24か月以内とする。

第3次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該選定事業者の選定は無効とする。

③ 第3次保証金の提供方法

上記 ii) ③「第2次保証金の提供方法」に準じるものとする。

2) 保証金の返還

i) 第1次保証金

公募参加者のうち、選定事業者として決定した者及び(3)保証金の没収に規定する事由に該当した者のいずれにも該当しない者に対して、選定事業者を選定された旨の通知を発した日の翌日以降、当該公募参加者が提出する保管金払渡請求書【様式4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式4-6】）の受付日から起算して2週間以内に、当該公募参加者が提供した第1次保証金（又は保証状）を返還（返却）する。

選定事業者が提供した第1次保証金は、当該選定事業者に返還せず、当該選定事業者が提供すべき第2次保証金に充当する（選定事業者が第1次保証金の提供のために保証状を提出した場合には、当該保証状を第2次保証金の一部に係る保証状とみなす。）こととする。

ii) 第2次保証金及び第3次保証金

選定事業者が公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、原則として、当該供給を開始した日の翌日以降、当該公募参加者が提出する保管金払渡請求書【様式4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式4-6】）の受付日から起算して2週間以内に、当該選定事業者が提供した第2次保証金及び第3次保証金（又は保証状）を返還する。

選定事業者は、再生可能エネルギー電気の供給開始報告【様式4-7】及び供給開始したことを証明する書類（買取実績を記載した検針票等）を国土交通省の担当部局へ提出し、供給開始した旨を申し出るとともに、保管金払渡請求書【様式4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式4-6】）をもって保証金（又は保証状）の返還（返却）を行うこと。

3) 保証金の没収に関する事項

i) 第1次保証金の没収事由

以下の事由が生じた場合には、違約罰として第1次保証金の全額を没収し、国

庫に納付する。

	第1次保証金の没収事由	没収額
1	公募の参加資格の審査のための書類に虚偽を記載した者による公募の参加、その他の不正により公募への参加が無効とされたこと	全額
2	公募参加者が公募占用計画を提出したときから公募の結果が公表されるまでの間に公募参加資格のいずれかに適合しなくなったこと	全額
3	当該公募参加者が選定事業者として選定されたにもかかわらず、第2次保証金の提出期限までに必要な第2次保証金を提供していることが確認できなかったこと	全額

ii) 第2次保証金及び第3次保証金の没収事由

以下の事由が生じた場合には、違約罰として第2次保証金及び第3次保証金の全額を没収し、国庫に納付する。

	第2次保証金及び第3次保証金の没収事由	没収額
1	当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと	全額
2	選定事業者が本公募占用指針に定める再生可能エネルギー電気特措法第9条第1項の規定による認定の取得期限までに認定を取得しなかったこと。	全額
3	選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）。	全額
4	第3次保証金の納付期限までに第3次保証金を納付していることが確認できなかったこと。	全額
5	選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと。	全額
6	選定事業者たる法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当すること。 ア 当該法人等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、又は当該法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）であること イ 当該法人等の役員等が、自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていること ウ 当該法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること	全額

	エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること	
--	--	--

iii) 保証状に係る保証債務の履行

公募参加者又は選定事業者が保証金の提供に代えて保証状を提出した場合において、没収事由に該当したことにより国土交通大臣が当該保証状に係る保証人に当該保証状に係る保証債務の履行の請求を行ったときは、当該保証人は、国土交通大臣が定める日までに当該没収事由に係る没収額に相当する額を国土交通大臣に提供しなければならないこととする。

4) 不可抗力事由による第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収免除

選定事業者は、上記 3) で定める第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収事由に該当する場合であっても、以下 i) から iii) に該当する不可抗力事由があったときは、第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収の免除を受けることができる。

i) 第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収免除の対象となる不可抗力事由の範囲

第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収免除の対象となる不可抗力事由の範囲は、法第 23 条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「激甚災害」という。）による直接の被害及び戦争等の武力行使による直接の損害とする。

ii) 不可抗力事由の適用による第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収免除を受けるための要件

選定事業者が不可抗力事由を適用し、第 2 次保証金及び第 3 次保証金没収の免除を受けるには、上記 i) で定める不可抗力事由に該当した上で、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならないこととする。また、当該要件を満たしていることについて、国土交通大臣又は経済産業大臣が行う現地調査による確認を受ける必要がある。

- ① 法第 23 条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等が、本事業につき、第 2 次保証金及び第 3 次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度のものであること
- ② 激甚災害又は戦争等の武力行使により、本事業を行う事業者の本社、本事業に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備若しくはその設置予定地並びに本事業の実施に密接に関わるその他設備に、本事業について第 2 次保証金及び第 3 次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度の直接かつ物理的な損害が生じていること

iii) 不可抗力事由の適用による第2次保証金及び第3次保証金の没収免除の可否

不可抗力事由の適用による第2次保証金及び第3次保証金の没収免除の可否については、それぞれの事由の性質を踏まえ、下記の表のとおりとする。

不可抗力事由 第2次保証金及び第3次保証金没収事由	法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等	激甚災害による直接の被災／武力行使による直接の被害		
		発電事業を行う事業者の本社	海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社・事業所	海洋再生可能エネルギー発電設備又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置予定地
当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。	可	可	可	可
選定事業者が、第9章（6）に定める再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の取得期限までに認定を取得しなかったこと。	可 (FIT認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限る)	可 (FIT認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限る)	可 (FIT認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限る)	可 (FIT認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限る)
選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）。	不可	可	可	不可
第3次保証金の納付期限までに第3次保証金を納付していることが確認できなかったこと。	不可	可	可	不可
選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと。	不可	不可	不可	不可
選定事業者たる法人等が暴力団あるいはこれと関係があること。	不可	不可	不可	不可
法第24条の監督処分により公募占用計画の認定の取消又は効力の停止の処分を受けたこと。	不可	不可	不可	不可

iv) 不可抗力による保証金没収の免除を受けようとする場合の手続

不可抗力事由を適用して第2次保証金及び第3次保証金没収の免除を受けよう

とする場合、当該事由が発生次第速やかに、国土交通省の担当部局宛てに、下記の書類により申請すること。

書類の提出後の現地調査の詳細については、別途担当部局から連絡するところによる。

(必要書類)

- ・ 不可抗力事由による第 2 次保証金及び第 3 次保証金没収の免除申請書【様式 4-8】
- ・ 被災証明書（激甚災害による直接の被害があった場合）

5) 没収通知等に関する事項

経済産業大臣及び国土交通大臣は、3) 保証金の没収の規定に基づき第 1 次保証金、第 2 次保証金又は第 3 次保証金を没収した場合は、その旨を当該第 1 次保証金に係る公募参加者又は第 2 次保証金若しくは第 3 次保証金に係る選定事業者に対し通知（以下「没収通知」という。）するものとする。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、没収通知に当たってその没収の理由を付すとともに、通知を行った日から起算して 5 日以内（土・日曜日、祝日を含まない。）に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、上記の規定により説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（土・日曜日、祝日を含まない。）に、説明を求めた者に対し回答するものとする。3) 保証金の没収に規定する事由に該当しないと認められた場合においては、没収通知を取り消し、その旨を合わせて回答するものとする。

第6章 公募占用計画に記載すべき事項

(1) 概要

公募占用計画には、法第14条第2項に基づき、(2)に掲げる事項の記載を求めることとする。

なお、これらの記載は、本公募占用指針及び別紙「記載要領及び様式集」に従い、公募占用計画【様式3-1-2】及びその別紙1～18【様式3-1-3～3-1-21】へ記載すること。

提出された公募占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、無効とすることがある。また、本公募占用指針において示した事項以外の内容を含む公募占用計画については、無効とすることがある。

なお、海洋再生可能エネルギー発電事業の特性上、事項によっては詳細な内容を示すことは容易ではないものがあると考えられるため、公募段階においては概略を示した資料とすることも可能とするが、公募占用計画が認定された場合にあっては、必要な調査等を実施の上、遅くとも占用許可の申請前には、詳細な内容を示す資料を当該計画の変更申請をもって提出すること。

※なお公募占用計画の審査・評価では公募占用計画の様式毎ではなく様式全体及び添付資料を含めて審査・評価するため、別の様式に記載した内容や添付資料を引用して説明記載することは可とする。

(2) 公募占用計画に記載すべき事項

1) 公募に応じて選定事業者になろうとする者の氏名、生年月日その他の必要な事項 (施行規則第4条第2項第1号及び第2号)【様式3-1-2 1)】

i) 公募参加者の実施体制の概要

応募企業（1社で公募に参加する者をいい、SPCを含む。以下同じ。）の名称、住所、担当者及び連絡先を記載する。また、コンソーシアムの場合はコンソーシアムの名称を記載するとともに、コンソーシアム又はSPC参加の場合は代表企業、コンソーシアム又はSPCの構成員の名称、住所、担当者、連絡先、役割の概要並びに議決権の保有割合を記載すること。

記載に当たっては下記に留意すること。

- ：コンソーシアムとして参加する場合又はSPC参加の場合は、コンソーシアム又はSPCの構成員の名称及び本事業の遂行上果たす役割を明らかにするものとする。
- ：コンソーシアムとして参加する場合又はSPC参加の場合は、コンソーシアム又はSPCの構成員から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。コンソーシアムによる場合には、コンソーシアム構成員は委任状を提出すること。
- ：応募企業又はコンソーシアム若しくはSPCの構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム若しくはSPCの構成員となることは認められ

ない。なお、後記協力企業が、重複して複数の応募企業又はコンソーシアムの協力企業となることは可能である。

- : 公募参加者は、事業を実施・管理する予定の応募企業又はコンソーシアム若しくは SPC の構成員の他に、海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計（E）・調達（P）・建設（C）や保守点検等（以下「EPC 等」という。）に関して協力を求める企業（以下「協力企業」という。）がある場合は、その名称及び役割を明らかにするものとする。この場合において、公募占用計画に必ず記載する協力企業の範囲は元請契約を予定している者とし、それ以外の協力企業については、評価対象とすることを希望する者など、必要に応じて記載することとする。
- : 公募占用計画の認定を受けた日以降に選定事業者の議決権を取得する者がある場合は、法第 18 条に基づき公募占用計画の変更を行う必要がある。
- : 法第 14 条第 2 項第 15 号、施行規則第 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定により、公募に応じて選定事業者となろうとする者が法人又は団体である場合においては、その役員の氏名、生年月日その他必要な事項、個人である場合にはその者の氏名、生年月日その他必要な事項を記載すること。

2) 占用の区域及び占用の期間

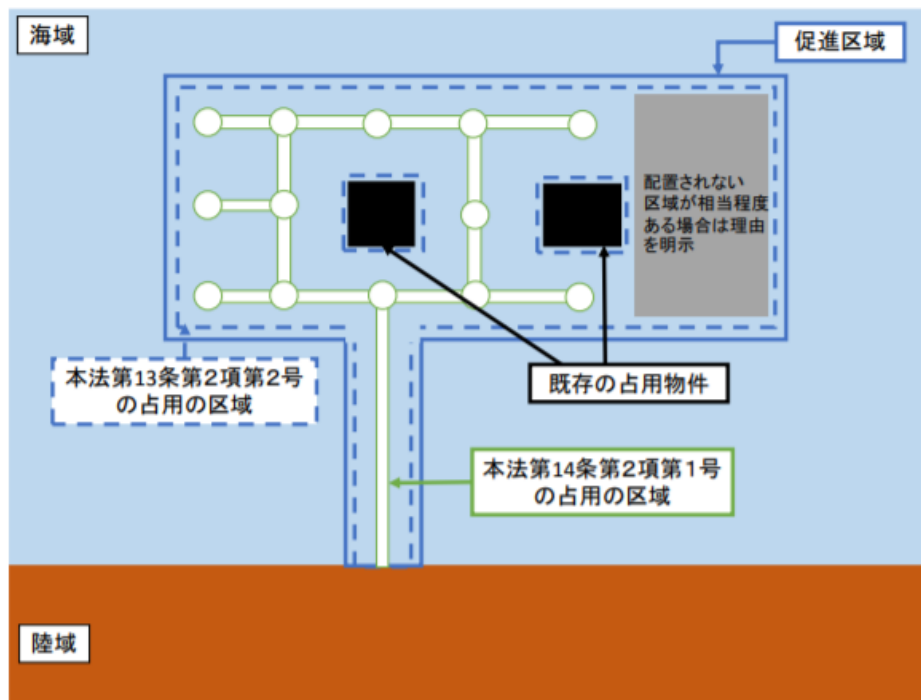
i) 促進区域内海域の占用の区域（法第 14 条第 2 項第 1 号）【様式 3-1-2 2）

1. 【及び別紙 2 【様式 3-1-4】

公募占用指針に示された北側、南側の区域又は両区域の占用の区域の全域を対象とすることを基本とし、北側、南側の区域又は両区域のどの区域で発電事業を実施するのかを明記の上、現時点で想定される海洋再生可能エネルギー発電設備の配置場所を記載する。

なお、公募占用指針で示した占用の区域は、あくまで対象区域であり、占用の許可の申請が必要となる区域は、対象区域のうち、海洋再生可能エネルギー発電設備とロータの旋回により占用することとなる区域のみになることに留意すること。また、当該配置場所とする理由を添えることとし、特に提示する海洋再生可能エネルギー発電設備の配置される区域が公募占用指針で示した占用の区域（対象区域）を大きく下回る場合は、その理由について明示すること。

【占用の区域等のイメージ】



ii) 促進区域内海域の占用の期間（法第 14 条第 2 項第 2 号）【様式 3-1-2 2）
2. 】

占用の開始時期及び占用の期間を記載する。なお、占用の期間は公募占用計画の認定の有効期間内で記載すること。

※促進区域内海域の占有期間の上限は30年であるが、北側もしくは南側の促進区域のみで発電事業を実施する選定事業者が、自らが発電事業を実施しない促進区域（以下、他の促進区域という。）において、海底送電線や通信ケーブル（以下、海底送電線等という。）を設置する場合についても、海底送電線等の配置場所が記載された公募占用計画が認定され、かつ、当該選定事業者が、他の促進区域における選定事業者や協議会の構成員である関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者から了解を得ていることを条件に、30年を上限に他の促進区域の占有の許可を受けることは可能とする。

3) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等

i) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期（法第 14 条第 2 項第 3 号）【様式 3-1-2 3）1. 】

一発電事業の内容、運転開始日及び事業の実施期間等が把握できる資料とする。

※ 法第 13 条第 3 項により、公募占用計画の有効期間は最大 30 年間とされているが、これは、環境アセスメント（4～5 年程度）と建設作業（2～3 年程度）、事業実施（20 年程度）、撤去（2 年程度）の期間を合わせて、

余裕をもたせて設定しているものである。本公募に係る発電事業における調達期間は 20 年であるため、発電事業の実施期間は基本的には 20 年間で想定しているものの、選定事業者が、環境アセスメントや建設作業等を速やかに実施すれば、調達期間外の事業として 20 年後も事業を継続することは可能であり、公募の際に、事業実施期間を 20 年以上（例えば 25 年）に設定して公募占用計画を作成することも可能。ただし、一度定めた事業開始時期を安易に変更することは望ましいものではないため、運転開始期限日を公募占用計画の事業実施時期とし、これを超えた場合は、調達期間を短縮する。事業者はこれに留意し、事業の開始時期を定める必要がある。

※ なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、当該期間の終了前に、経済産業省と国土交通省が本促進区域内海域の利用又は保全及び国民負担軽減等の観点から新たに公募を実施せず、占用の延長の申請を認めると判断し、かつ、事業者が改めて占用のための国土交通大臣の許可を取得した場合に、占用の更新が認められる。

ii) 設置しようとする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再エネ特措法第 3 条第 1 項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等（法第 14 条第 2 項第 4 号）【様式 3-1-2 3) 2. 】

－風力発電設備（着床式洋上風力）とする。

iii) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造（法第 14 条第 2 項第 5 号）【様式 3-1-2 3) 3. 】及び別紙 5【様式 3-1-7】

－構造（標準的な平面図、立面図、断面図、諸元、数量）及び地震、波浪等に関する設計条件の設定方法が把握できる資料とする。

※ 公募段階においては概略を示した資料とすることも可能とするが、構造解析を行った結果については記載すること。その際、国の調査結果を参考とすることができる。

なお、公募段階における構造解析は、静的解析までで良いこととし、これを評価等することとする。既に動的解析を行っている場合は動的解析を公募占用計画に記載することも可能であるが、評価等で加点されるものではないことに留意すること。

iv) 工事实施の方法（法第 14 条第 2 項第 6 号）【様式 3-1-2 3) 4. 】及び別紙 6【様式 3-1-8】

－工事の施工計画が把握できる資料とする。

v) 工事の時期（法第 14 条第 2 項第 7 号）【様式 3-1-2 3) 5. 】及びその別紙 7【様式 3-1-9】

－工事の工程が把握できる資料とする。

vi) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力（法第 14 条第 2 項第 8 号）
【様式 3-1-2 3) 6. 】

－海洋再生可能エネルギー発電設備の出力が把握できる資料とする。

vii) 供給価格（法第 14 条第 2 項第 9 号）【様式 3-1-2 3) 7. 】

－本公募に係る区域において発電事業を実施する際の供給価格を記載する。

なお、供給価格に基づいた収支計画を作成することになるが、事業の確実な実施の観点から、適切にリスクを特定し分析がなされているか、それらのリスクを踏まえた適切な収支計画となっているかという観点等から評価されることにも留意すること。

viii) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法（法第 14 条第 2 項第 10 号）【様式 3-1-2 3) 8. 】及び別紙 8【様式 3-1-10】

－保守点検及び維持管理の方法及び体制が把握できる資料とする。

ix) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第 1 号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項（法第 14 条第 2 項第 11 号）【様式 3-1-2 3) 9. 】

－海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、当該促進区域内海域と一体的に利用する港湾の名前並びに利用するふ頭の名前及び諸元を記載するとともに、ふ頭の位置図を添付する。

秋田港を活用する場合は、東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認した結果を記載すること。

また、秋田港以外を活用する場合は、利用形態に関わらず海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用する全ての国内港湾について、当該港が活用できることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を公募占用計画の提出時に添付すること。

x) 促進区域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域等の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法（法第 14 条第 2 項第 12 号）【様式 3-1-2 3) 10. 】及び別紙 9【様式 3-1-11】

－撤去方法、撤去費用の金額及びその算出根拠、撤去費用の確保方法が把握できる資料とする（第 2 章（5）3）撤去に関する事項の留意点を踏まえて記載すること）。なお公募時点では、環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件に、撤去の際にその一部を残置することを前提とした公募占用計画の作成を認める。そのため、撤去方法については、一部残置を前提とするか全て撤去するかを記載し、撤去費用の金額及びその算出根拠については、「海洋における施工費」の内訳を記載した上で 70%を乗じて算出した旨を記載すること。

- xi) 法第 13 条第 2 項第 14 号に規定する関係行政機関の長等との調整を行うための体制及び能力に関する事項（法第 14 条第 2 項第 13 号）【様式 3-1-2 3) 11.】及び別紙 1 4【様式 3-1-17】

－関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制が把握できる資料及び過去の実績等が把握できる資料とする。

- xii) 資金計画及び収支計画（法第 13 条第 2 項第 14 号）【様式 3-1-2 3) 12.】及び別紙 1 0【様式 3-1-12】

－資金計画

資金計画の適切性が把握できる資料。例えば、以下の資料を提出すること。

- ：事業費、資本金額、出資者、出資比率
- ：借入額、借入の形式、想定する金融機関等
- ：債権を発行する場合はその種類及び発行条件
- ：キャッシュフロー計算書

－収支計画

調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、O&M 費用、撤去費用（積立内容を含む）、占用料、設備利用率、収入見込を記載した損益計算書、内部収益率（IRR）を含む収支計画の適切性が把握できる資料。

－資金調達の体制

資金調達の適切性が把握できる資料。例えば、以下の資料を提出すること。

- ：資金調達方法、応募企業等の格付け、純資産、金融機関の LOI、金融機関の格付け、金融機関の自己資本比率、融資の実績

4) その他必要な事項

i) 評価基準に係る事項について

法第 13 条第 2 項第 15 号の評価基準に基づく評価を実施するに当たり必要な下記事項について、公募占用計画に記載することとする。

① 事業の実施能力に関する事項【様式 3-1-2 4) 1.】

（事業の確実な実施）

- ・ 事業実施実績（各企業の役割に応じた実績）【様式 3-1-2】の別紙 1【様式 3-1-3】

－実績の詳細を記載すること（ウィンドファームの規模や実績の期間等）

※ 長期的、安定的、効率的の観点から適切な実績であると考えられる場合は、その根拠を添えること

※ 事業の長期的かつ安定的な実施及び設置時の安全性の確認の観点から、本事業で使用予定の設備について、風車の大きさ（出力）に応じた製造や施工、維持管理の実績等の有無について明記すること

- ・ 事業計画【様式 3-1-2】の別紙 2～1 0【様式 3-1-4～3-1-12】

- －事業全体のスケジュール、施工計画、維持管理計画 等
- －事業の実施体制（応募企業または代表企業及びその他の構成員並びにそれらの協力企業の役割分担の詳細、出資比率、施工・O&Mの体制）
- －その他事業計画の実現性の根拠となる資料
- ・ リスクの特定及び分析【様式 3-1-2】の別紙 1 1【様式 3-1-13】
 - －建設に関するリスクと対応方針（適切な製造業者、設置船、特定のリスクのある設置機器の有無等）
 - －維持管理に関するリスクと対応方針（技術的な阻害要因等）
 - －財務管理に関するリスクと対応方針（風況変動に備えた対応等）
 - －その他事業撤退に至るリスクと対応方針

（安定的な電力供給）【様式 3-1-2 4）1.】

- ・ 電力安定供給に係る方策（部品製造・保管等の場所、部品の供給方法、修理のための施設の有無、サプライチェーン形成計画がどのように早期復旧に資するか等）【様式 3-1-2】の別紙 1 2－1【様式 3-1-14】
- ・ 将来的な電力価格削減策（サプライチェーン形成計画がどのように電力価格削減につながるのか等）【様式 3-1-2】の別紙 1 2－2【様式 3-1-15】
- ・ 最先端技術（施工技術含む）の導入状況【様式 3-1-2】の別紙 1 3【様式 3-1-16】

② 地域との調整、地域経済等への波及効果に関する事項

（関係行政機関の長等との調整能力）【様式 3-1-2】の別紙 1 4【様式 3-1-17】

- ・ 関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制が把握できる資料
- ・ 関係行政機関の長等との調整の実績
 - －国内の洋上風力における実績
 - －国内の陸上風力における実績
 - －その他国内における実績

（周辺航路、漁業等との協調、共生）（施行規則第 4 条第 2 項第 3 号）【様式 3-1-2】の別紙 1 5【様式 3-1-18】

- ・ 関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法（関係漁業者や関係海運業者等の地元関係者と、どのように対話し、理解を得ながら進めていくのか等）

（地域経済への波及効果）【様式 3-1-2】の別紙 1 6【様式 3-1-19】

- ・ 地域経済への波及効果の見込み（地元雇用がどの地域にどの程度増加するか、地元工場等がどの程度つくられ、どの程度投資が促進するか、地元の物流拠点等をどの程度利用するか等）

（国内経済への波及効果）【様式 3-1-2】の別紙 1 7【様式 3-1-20】

- ・ 国内経済への波及効果の見込み（国内への経済波及がどの程度見込まれるか、国内雇用がどの地域にどの程度増加するか、国内工場等がどの程度つくられ、どの程度投資が促進するか、国内の物流拠点等をどの程度利用するか等）

ii) その他について

公募占用計画の履行状況等に関する報告方法【様式 3-1-2】の別紙 1 8【様式 3-1-21】

- ・ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、法第 25 条に基づき必要な限度において報告の徴収等ができることとされている。この規定を踏まえ、選定事業者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に対し、定期的（少なくとも年に 1 度）に公募占用計画の履行状況等に関する報告を実施することとし、報告の時期及び実施体制を公募占用計画に記載することとする。

第 7 章 選定事業者の選定の流れ

(1) 事業者選定のプロセス

公募による事業者選定は、以下の 2 段階のプロセスで実施する。

- 1) 事業者が提出した公募占用計画につき、第 15 条第 1 項各号に掲げる基準（以下「適合基準」という。）に適合していることを審査する。
- 2) 適合基準に適合する全ての公募占用計画について、評価の基準に従い評価し、「発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切である」と認められる者を選定する。

(2) 公募占用計画の審査

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者となろうとする者から提出された公募占用計画について、法第 15 条第 1 項各号の適合基準に適合するかを審査する。

適合基準は、発電事業を実施する上で最低限必要な基準（事務的又は技術的に適合の判断が可能な基準）とし、その審査は、経済産業省及び国土交通省の事務局で実施する。

1) 公募占用指針との適合性の審査（法第 15 条第 1 項第 1 号）

提出された公募占用計画が公募占用指針に照らし適切なものであることを審査する。具体的には、本公募占用指針の各項目について、明らかに指針の求める要求事項に合致していない計画は不適合とする。

2) 法第 10 条第 2 項に該当しない計画であることの審査（法第 15 条第 1 項第 2 号）

当該公募占用計画に係る本促進区域内海域の占用が法第 10 条第 2 項の許可をしてはならない場合に該当しないものであることを審査する。

具体的には、促進区域内の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与える可能性のある公募占用計画は不適合とする。

3) 法第 15 条第 1 項第 3 号の経済産業省令・国土交通省令への適合性の審査（法第 15 条第 1 項第 3 号）

海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法については、施行規則第 5 条に定める基準に適合することを審査する。

4) 公募占用計画の提出者の審査（法第 15 条第 1 項第 4 号）

公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを審査する。原則として、第 5 章（1）記載の公募の参加者資格の有無を審査する。

(3) 公募占用計画の評価、選定事業者の選定

1) 評価プロセス

評価については、評価基準に基づき計画の評価を行うと同時に、必要に応じ公募占用計画の内容に関する質問書を送付し回答書を求める場合がある。その上で、公募参加者に対しヒアリングを実施し、最終的な選定を行うことを基本とする。その他、評価のために必要な場合には、随時、質問書の送付やヒアリング等を実施することがある。

- i) 評価基準に基づく計画の評価
- ii) 公募占用計画の内容に関する質問書の送付
- iii) 上記に対する回答書の確認
- iv) ヒアリングの実施

2) 選定及び学識経験者の意見の聴取

経済産業大臣及び国土交通大臣は、評価の基準に基づく評価に従い、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定する。

選定事業者の選定は、学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の意見を踏まえて行う。

なお、評価基準に含まれる事項のうち、地域との共生に関する事項については、都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目であるため、地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し、これも踏まえて評価を実施する。

3) 通知

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画の審査、評価により選定事業者を選定したときは、選定された者及び選定されなかった者に対しその旨を通知する。

選定の結果及びその理由については、速やかにホームページへの掲載その他適宜の方法により公表するものとする。

また、通知の際、選定事業者に対しては、評価プロセスを通じて指摘された留意事項等を合わせて通知する場合がある。この場合、事業者は公募占用計画の認定の取得前に当該留意事項を踏まえて公募占用計画を変更しなければならない。

留意事項等を合わせて通知する場合には、当該留意事項が実施可能か、当該留意事項を踏まえて事業を実施する場合にも事業者選定を希望するかについて、選定事業者への選定を確定する前に、対象となる事業者の意見を聴取する機会を与えることとする。なお、評価については、最も評価点の高い事業者から留意事項を伝え、上記の調整をする。

4) 選定又は非選定理由に関する説明

上記 3) の選定又は非選定の通知を受けた者は、下記の受付期間内に、経済産業

大臣及び国土交通大臣に対して自らが選定又は非選定された理由に関する説明を求めることができる。

- i) 提出様式 選定事業者の選定結果に係る確認書【様式 5】
- ii) 受付期間 通知書を送付した日の翌日から起算して 7 日以内（土・日曜日、祝日を含まない。）
- iii) 提出方法 電子メールによる。
（メール件名：「選定結果に係る確認書（事業者名・提出日）」）
なお、電子メール送信後、提出先に着信確認の電話連絡を行うこと。
- iv) 提出先 第 10 章（4）に記載した経済産業省及び国土交通省の担当部局とする。
- v) 回答 上記への回答は、電子メールにより行う。

（4）選定の取消し等

1) 選定事業者の選定の取消し事由

選定事業者が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該選定事業者の選定を取り消すことがある。

なお、公募占用計画の認定後に下記に該当する事由が発生し、選定事業者の選定が取り消されたときは、当該公募占用計画の認定についても取り消されることになる。

- i) 当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと（法第 18 条第 1 項の規定により公募占用計画の変更が認められた場合を除く）。
- ii) 選定事業者が本公募占用指針に定める再エネ特措法第 9 条第 1 項の規定による認定の取得期限までに認定を取得しなかったこと。
- iii) 選定事業者が第 2 次保証金及び第 3 次保証金の全額を各提出期限までに提供しなかったこと。
- iv) 選定事業者が第 1 次保証金、第 2 次保証金及び第 3 次保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）。
- v) 選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと。
- vi) 選定事業者が本公募占用指針で定める遵守事項に違反したこと。
- vii) 選定事業者たる法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当すること。
 - ① 当該法人等が暴力団であること、又は当該法人等の役員等が暴力団員等であること
 - ② 当該法人等の役員等が、自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用す

るなどしていること

- ③ 当該法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること

2) 選定事業者の選定の取消し通知

経済産業大臣及び国土交通大臣は、1) 選定事業者の選定の取消し事由の規定に基づき選定事業者の選定を取り消した場合、当該選定に係る選定事業者に対し、その旨を通知（以下「選定取消通知」という。）するものとする。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定取消通知に当たって、その選定の取消しの理由を付すとともに、選定取消通知を発した日の翌日から起算して 7 日以内（土・日曜日、祝日を含まない。）に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記するものとする。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、上記の説明を求められたときは、原則として、選定の取消しの理由について説明を求めることができる最終日から起算して 10 日以内（土・日曜日、祝日を含まない。）に、説明を求めた者に対し、回答するものとする。

3) 選定事業者の選定の取消しがあった場合の事業者選定等

前記 1) の規定により選定事業者の選定を取り消した場合、又は選定事業者が辞退した場合には、適切な候補者がある場合には、他の公募参加者を繰り上げて選定事業者に選定することがある。

ただし、経済産業大臣及び国土交通大臣が、国民負担削減や海域管理等の観点から、公共の利益の一層の増進に寄与するものであるとして、再度公募を実施することが適切であると判断する場合はこの限りではない。

また、公募占用計画の認定後、認定を受けた選定事業者が事業中止を決定した場合は、中止理由を確認の上、改めて公募の実施の是非を検討し、必要に応じて再度公募を実施する場合がある。

第8章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13条第2項15号）

公募占用計画の評価は、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能かという観点から総合的に評価する。具体的には、公募占用計画に記載された供給価格を120点満点、事業実現性に関する要素を120点満点として採点し（合計240点満点）、最も点数の高い公募占用計画を提出した事業者を選定事業者として選定する。ただし、最も点数の高い公募占用計画を提出した事業者が2者以上該当する場合は、くじ引きにて選定事業者を選定する。くじ引きは該当する事業者立ち合いの下で行う。

供給価格は、下記（1）に記載する算定式により評価する。

事業実現性に関する要素は、下記（2）記載のとおり、1）事業の実施能力、2）地域との調整や事業の波及効果という観点から評価する。

（1）供給価格の評価方法

供給価格は、以下の算定式により評価する。

供給価格の点数 = （各公募参加者が公募占用計画（※）に記載した供給価格のうち、最も低い供給価格／当該事業者が公募占用計画に記載した供給価格）×120点

※ 当該公募占用計画が法第15条第1項各号に掲げる基準に適合しており、かつ、当該公募占用計画に記載された事業実現性に関する要素の評価が下記（4）に記載する失格要件を上回っているものに限る。

（2）事業実現性に関する評価の視点及び確認方法

事業実現性に関する各項目の具体的な確認の視点及び確認方法は、以下のとおりとする。

1) 事業実施能力に関する項目（80点）

評価項目	確認の視点	確認の方法
事業の確実な実施	事業実施実績	協力企業を含めて ・洋上風力発電設備の設置、維持管理及び運用の実績があること。 又は ・陸上風力発電設備の設置、維持管理及び運用並びに海洋土工事の実績があること
	事業計画の実現性	スケジュール、海洋再生可能エネルギー発電設備の計画、施工計画、維持管理計画及び収支計画等の具体性、実現可能性、信頼性

評価項目	確認の視点	確認の方法
	リスクの特定及び分析	事業撤退に至るリスクを分析しており、対応可能か ・建設に関するリスク（適切な製造業者、設置船、特定の設置機器の有無等） ・維持に関するリスク（技術的な阻害要因） ・財務管理に関するリスク（風況変動に備えた対応）
	財務計画（資金計画、収支計画）の適切性	財務計画（資金計画、収支計画）等を確認
安定的な電力供給	電力の安定供給の観点から、故障時に早期復旧するための方策はできているか。 特にサプライチェーン等の関係で早期復旧が可能か（早期復旧能力を有する国内サプライチェーン又はそれと同等のその他のサプライチェーンの形成計画が策定されているか）	・部品等はどこで製造し、どこで保管等し、どのように部品供給するのか。 ・修理のための施設はあるか ・故障等の際の迅速な部品調達、サプライチェーンの強靱化に向けた取組み等を記載したサプライチェーン形成計画を提出
	将来的な電力価格削減策があるか。特に価格削減に資するサプライチェーンの形成計画等が作成されているか 最先端技術の導入	・コスト削減策を含むサプライチェーン形成計画を提出 ・今後導入が進むと考えられる最先端の技術導入を進めているか（当該技術についての実績や実証結果など信頼性も考慮して評価）

2) 地域との調整や事業の波及効果（40点）

評価項目	確認の視点	確認方法
関係行政機関の長等との調整能力	地域との調整のため、関係行政機関の長等と調整を行う者の実績	関係行政機関の長等との調整の実績 ・国内の洋上風力における実績 ・国内の陸上風力における実績 ・その他国内における実績
周辺航路、漁業等との調・共生	関係漁業者や関係海運業者等との調・共生方法	・関係漁業者や関係海運業者等の地元関係者に、どのように対話し、理解を得ながら進めていくのかが明らかにされているか
地域へ	地域への経済波及効果はどれく	例えば以下を確認

評価項目	確認の視点	確認方法
の 経 済 波及	らい見込まれるか	・ 地元雇用者数 ・ 地元での工場建設、投資促進
国 内 へ の 経 済 波及	国内への経済波及はどれくらい 見込まれるか	例えば以下を確認 ・ 国内雇用がどこにどれだけ増えるか ・ 国内での工場建設、投資促進

(3) 評価の配点及び採点方法

事業の実現性に関する要素の評価の配点は下記の表のとおりとし、評価の採点方法は、以下のとおりとする。

- 1) 5段階の階層を設けて採点する。
- 2) 各項目のトップランナーを満点として、トップランナー（100%）、ミドルランナー（70%）、最低限必要なレベル（30%）、不適切とまでは言えないレベル（0%）、不適切（失格）として採点する。
- 3) 「事業計画の実現性」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」、「地域経済への波及効果」「国内経済への波及効果」については、トップランナーは1者として採点する。

確認の視点の例	配点	トップランナー	ミドルランナー	最低限必要なレベル	不適切とまでは言えないレベル	失格
得点比率		100%	70%	30%	0%	—
事業の確実な実施	65点					
事業実施実績があること	30点	極めて適切な実績（国内など我が国の自然・社会状況等を踏まえた実績に限る）	優れた実績	良好な実績	左記以外	実績なし
事業計画の実現性があること	20点	最も確実に事業を実現	優れている	良好	左記以外	実現可能性があると云えない
リスクの特定及び対応が適切であること	15点	極めて適切なリスク分析と対応	優れている	良好	左記以外	実現可能性があると云えない
財務計画の適切性	0点	—	—	—	—	実現可能性があると云えない
安定的な電力供給	15点					
電力の安定供給と将来的な価格低減	10点	両方の観点から極めて適切な対応	片方の観点が極めて適切に対応しており、もう片方の観点も優れ	良好	左記以外	—

				ている			
	最先端技術の導入	5 点	世界初の最先端技術導入を進めている	今後導入が進むと考えられる最先端の技術導入を進めている	汎用的な技術の中で最も進んでいる技術を導入	左記以外	－
	地域との調整	20 点					
	関係行政機関の長等との調整能力	10 点	国内洋上風力の関係行政機関の長等との調整に係る実績	国内陸上風力の関係行政機関の長等との調整に係る実績	その他の調整に係る有意義な実績	左記以外	実績があっても、能力がないと判断できる場合
	周辺航路、漁業等との協調・共生	10 点	最も協調・共生の可能性が高い	優れている	良好	左記以外	－
	地域経済等への波及効果	20 点					
	地域への経済波及	10 点	最も地域経済への波及効果がある	優れている	良好	左記以外	－
	国内への経済波及	10 点	最も国内経済への波及効果がある	優れている	良好	左記以外	－

（４）事業実現性に関する要素に係る最低限必要な評価レベル（失格要件）

事業の確実な実施のため、下記の失格要件（その点数に達しない場合には他の項目の点数にかかわらず不選定とする基準点）を設定する。

- 1) 事業実施実績がない場合
- 2) 事業計画の実現性について、事業実現可能性があるとはいえない場合
- 3) リスクの特定及び対応について、事業実現可能性があるとはいえない場合
- 4) 財務計画の適切性について、事業実現可能性があるとはいえない場合
- 5) 関係行政機関の長等との調整能力について、実績があっても能力がないと判断できる場合

加えて、事業実施の確実性を高めるため、事業実現性に関する評価項目の合計点についても失格要件を設定する。合計点の失格要件は、「事業の実施能力」及び「地域との調整や事業の波及効果」の各合計点が、各配点の 50%未満の場合とする。

（５）２区域まとめた公募における評価の方法

本促進区域（北側・南側）については、「北側」での公募、「南側」での公募を同時に行いつつ、「北側・南側」全体での提案（以下「両区域一括提案」）も受け付けることとし、両区域で最も長期的、安定的、効率的な事業が実施できる事業者の組み合わせを選定することとする。両区域一括提案及び北側又は南側の片側での提案（以下「片側提案」という。）について、それぞれ 240 点満点で相対的に評価を行う。

両区域一括提案が最も点数が高い場合は、当該提案をした事業者を選定する。

片側提案が「北側」「南側」とも最も点数が高い場合は、当該提案をした2事業者を選定する。

さらに、一方の区域（以下「甲区域」とする。）の片側提案の点数が最も高く、次に点数の高い提案が両区域一括提案だった場合は、

i) 最も点数の高かった片側提案の事業者を「甲区域」の選定事業者を選定する。

ii) もう一方の区域（以下「乙区域」とする。）については、「乙区域」の提案を行った事業者（両区域一括提案の事業者を含む）で再公募（3ヶ月以内）を行う。その際、「甲区域」、「乙区域」での公募結果の公表は、両区域の事業者選定後に行う。なお、両区域一括提案を行った全ての事業者が「乙区域」の片側提案も行っている場合など再公募を実施せずとも最も適切な事業者が明らかな場合には、再公募は実施しない。

※「甲区域」「乙区域」の両方での提案を希望する事業者は、両区域一括提案とあわせて「甲区域」「乙区域」で分けた場合の提案を行うことが可能。また、「甲区域」「乙区域」の双方で同一事業者が最も点数が高いときは、当該一事業者が両区域で選定されることとなる。

（6）評価に関する補足事項

1) 事業実施の実績の評価に関する補足事項

i) 評価の対象となる実績

- ・ 洋上風力発電事業の主な行程としては、①風車の設置、②海洋土木工事、③風力発電事業の運営（維持管理を含む。）に分類できるため、これらに係る実績がある場合を評価する。
- ・ 洋上風力発電事業において各事業者が果たす役割には、
 - ア) 事業の実施・管理（事業に係る責任を有する者が行う、事業計画作成、事業管理、請負企業選定・交渉、事業スケジュール管理等。）
 - イ) 海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計（E）・調達（P）・建設（C）や保守点検等（EPC等）があるため、これらの役割ごとに実績を評価することとする。なお、1つの企業が、事業の実施・管理及びEPC等の両方の役割について評価対象となることも可能であるが、事業体制として適切な実績を有することを示すことが必要である。
- ・ 事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限る。
- ・ EPC等についての評価対象は、公募段階では必ずしも確定していないことが想定されるため、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業のほか、候補者として関心表明書【様式 3-2-4】を提出している協力企業の実績も含めて評価することとする。

なお、協力企業も評価の対象となることから、事業者選定後の協力企業の変更は可能な限り避けるべきであるが、公募時点で協力企業を1者に確定していることだけをもってその評価に差は設けない。また協力企業については、複数の候補を示すことを可能とし、事業者選定後は、原則、当該候補の中から協力企業を確定すること。（複数の協力企業の候補が示された場合、候補の協力企業の中から最も評価の低い企業の実績を評価する。）

ii) 過去の実績として評価の対象となるもの

- ・ 実績については、以下①から③までの視点を基本として、これらを満たす場合を最も高い評価として扱い、満たす実績がない場合は、公募参加者においてこれと代替可能なものとして公募占用計画に記載した実績を確認し、下記の視点に掲げる実績との類似性の程度から、相対的に評価する。
 - ① 国内の実績など、我が国の自然・社会状況等（※）を踏まえた事業の実績であるか。（※海洋土木工事については、航路や漁業等との利用調整を行った実績を含めて評価する。）
 - ② 設備の仕様や規模、本公募において担う役割等の観点から、本公募に係る事業に照らし、どれほど親和性が高いか。（※本公募に係る事業は、約35万kW程度の着床式洋上風力と想定されるため、同規模以上の着床式洋上風力の実績があれば最も高く評価。その実績がなければ、風車の設置については陸上等の着床式以外の風車を、海洋土木工事についてはその他用途の着床式構造物の実績を親和性の高さ（規模含む。）から相対的に評価。また、構成企業で役割を分担する場合は、当該役割に応じた実績となっているかを評価。）
 - ③ 親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績か。又は、実態上、これと同等といえる根拠があるか。（※評価対象となる企業の実績と扱えるかどうかを評価するもの）
- ・ また、実績については、過去の他事業に係るSPCへの出資比率ではなく、その事業における役割及びその実績の本事業における活用方法等を評価する。また、親会社などの実績でも、人的体制や情報共有体制等により、自らの実績と同等といえる根拠があれば評価する。

iii) 失格要件

上記i) ①風車の設置、②海洋土木工事、③風力発電事業の運営（維持管理含む。）について、このうち一つでも上記ii) ①から③に近いといえる実績がないと判断する場合には、失格として取り扱う。

2) 安定的な電力供給のためのサプライチェーン形成計画の評価に関する補足説明

i) サプライチェーン形成計画の記載事項

形成するサプライチェーンについては、①電力の安定供給、②将来的な電力価格低減のために有効かという観点から評価する。具体的な評価の観点の例は以下のとおりであり、公募占用計画に記載されたこれらに係る具体的な根拠を確認する。

① 電力の安定供給の観点

- ・ 故障や有事等の際、どの程度迅速に部品の調達等が可能か。（部品等の製造・保管場所、部品の数など）
- ・ サプライチェーンの多様化・複線化など、その強靱化にどのように取り組んでいるか。
- ・ 部品メーカーとの提携を含め、事業実施地域である日本の自然環境等に応じた技術開発等を行う体制を構築しているか。

② 将来的な電力価格低減の観点

- ・ サプライチェーンの形成に当たって、新規参入を阻害せず、競争環境を確保しているか。
- ・ 輸送コストの低減など既存サプライチェーンを見直し、将来的なコスト低減に向けた取組みを行っているか。
- ・ 部品メーカーとの提携を含め、コスト低減に向けた技術開発等を行う体制を構築しているか。

ii) 評価対象となるサプライチェーンの範囲

国内の洋上風力向けのサプライチェーンは今後形成されていくことになるが、電力安定供給等に係る対策は、ハードに関する対策（風車や部品等の供給方法等）とソフトに係る対策（メンテナンス体制等）の両方が想定される。

このため、評価対象とするサプライチェーンは、下記①、②の双方を評価する。

- ① ハードに係るサプライチェーン（風車主要部品（ナセル、軸受、増速機、タワー、ブレード、ナセル台等）、電気系統（海底送電線・通信ケーブル含む。）、基礎等のサプライチェーン等）
- ② ソフトに係るサプライチェーン（運転、維持管理等のためのサプライチェーン等。例えば、運転や維持管理のための人材の確保、物流体制の確保等）

iii) サプライチェーン形成計画の変更

公募段階においては、サプライチェーンが確定していないことが想定されるため、公募占用計画においてはサプライチェーンをどのように形成する予定かを記載することとし、事業者選定後に変更が生じた場合には、「公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれるか」「やむを得ない事情があるか」という観点から審査を行った上で、公募占用計画の変更の可否を判断する。原則として、事業者選定時の水準が維持されるかを個別に判断する。

3) 撤去費用の金額及び算定根拠について

公募段階における撤去費用は、一律に、海洋における施工費（海洋における基礎、風車、ケーブル、洋上変電所の施工費及びその他施工費。なお、陸上に設置する変電施設や送電線の施工費、施工に要する資材購入費は含まない。）の 70%とし、撤去費用の算出方法等については評価の対象とはしないことに留意すること。

ただし、事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、建設工事着手日までに撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更すること。

なお、今後、長期的には撤去に関しても技術開発等が進むことも想定されることから、技術の進展に伴う撤去方法及び撤去費用を見直すことは可能である。

第 9 章 選定事業者の選定後に行う手続

(1) 調達価格の決定

経済産業大臣は、公募占用指針に従い、公募の結果を踏まえ、選定事業者における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格及び調達期間を定め、これを公示する。

本公募においては、第 2 章 (3) 2) 調達価格の額の決定方法及び 3) 調達期間のとおり、調達価格の額は選定事業者が公募占用計画に記載した供給価格の額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額、調達期間は 20 年とする。

(2) 公募占用計画の認定

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者を選定し、その旨を通知後、選定事業者において、提出した公募占用計画について評価の過程で提示された補足資料や記載事項の訂正等を加えた上で、選定事業者が提出した公募占用計画を認定する。

(3) 公募占用計画等の公示

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画を認定したときは、当該認定を受けた公募占用計画の概要、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに指定した促進区域内の占用の区域及び占用の期間を公示する。

なお、本規定に基づき公示する促進区域内の区域は、法第 19 条第 3 項の規定により、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置や維持管理に必要となる区域も勘案して指定する。

また、ここで指定する区域の全てが占用を許可する区域とはならないものの、選定事業者以外の者の占用の申請を制限することとなることに留意して、指定する区域は必要最小限にすべきであり、また、建設段階や維持管理段階に応じて指定する区域を柔軟に変更するものとする。

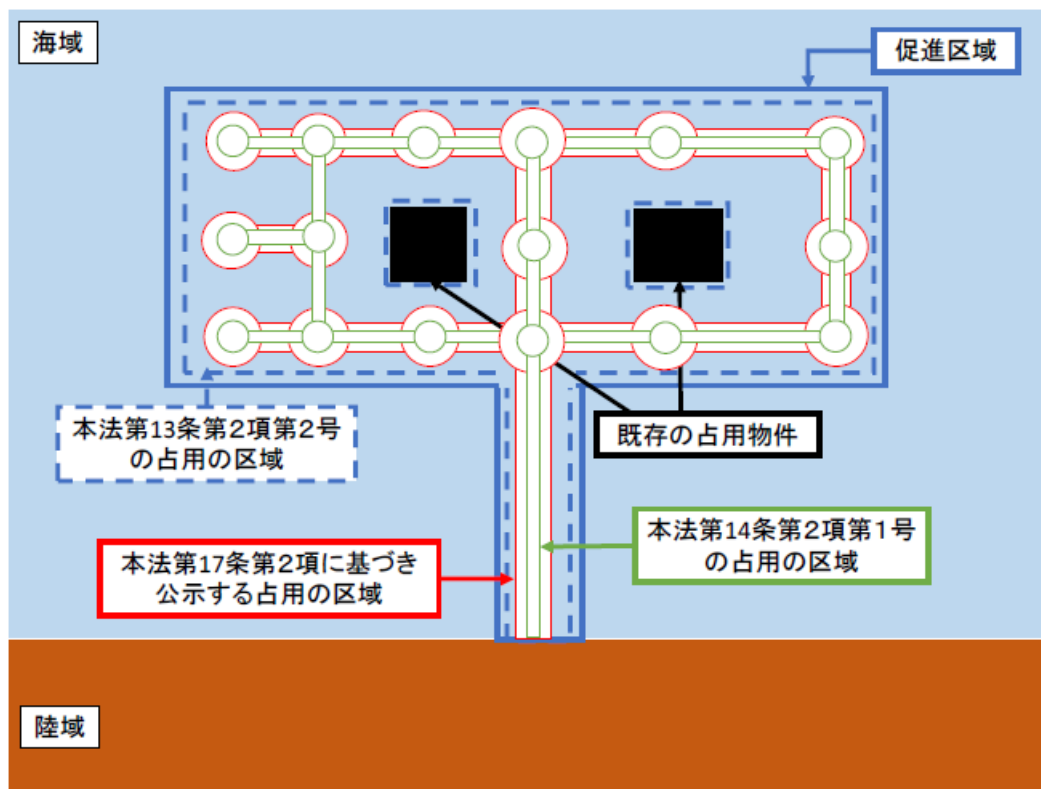


図 法第 17 条の規定に基づき公示される区域等のイメージ

(4) 系統に係る契約等の承継と承継条件等について

1) 系統に係る接続契約等について

本公募においては、第 2 章 (1) 2) 「当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準」記載のとおり、系統提供事業者が確保している系統容量を活用することが前提となるため、公募の結果、系統提供事業者以外の事業者が選定事業者として選定された場合には、本公募占用指針で定める条件により、選定の通知を発した日の翌日から 3 ヶ月以内に遅滞なく当該区域の系統容量に係る全ての接続契約（契約の前提となった接続検討申込みに係る情報及び接続検討回答の情報を含む。）及び工事費負担金契約及び東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスに伴う工事費負担金補償契約（以下、当該接続契約、工事費負担金契約及び工事費負担金補償契約を合わせて「本件契約上の地位等」という。）を選定事業者に承継することを条件とする。

上記の期間内に、合理的な理由なく、系統提供事業者が本件契約上の地位等を承継しなかった場合や、選定事業者が本件契約上の地位等の譲渡対価を支払わなかった場合には、今後、一定の期間、法に基づく公募（本促進区域以外の海域に係る公募も含む。以下同じ。）への参加を認めないこととする（コンソーシアム又は SPC の構成員も含めて、一定の期間公募への参加を認めないこととする）。

本件契約上の地位等の内容は、第 3 章 (2) 2) により、系統に係る契約等に関する情報として提供するとおりである。

本件契約上の地位等の承継に係る譲渡対価は、以下の算定式によることとする。

＜算定式＞

譲渡対価 = (①既払の工事費負担金等+②諸経費相当分) × ③運用利益率

- ① 既払の工事費負担金等（一般送配電事業者に対する直接的支出のうち既払分）
- ② 諸経費相当分：工事費負担金等（未払分を含む総額）の 1%分（上限 750 万円）
- ③ 運用利益率：①②の合計金額に、①既払額の支出日（支出日が複数ある場合、①既払額については各支出日、②諸経費相当分については①既払額の最後の支出日とする。）から、本件契約上の地位等の承継の日までの期間について、1.001（年利）の率を乗じる。

2) 本件契約上の地位等以外の資産について

系統提供事業者が有する㊦本件契約上の地位等に付随する事業資産等（自営線敷設のために必要な用地や自営線敷設ルート検討のために実施した調査の結果など）や、㊦本件契約上の地位等の承継とは無関係のその他の事業資産については、公募後に当事者間で承継の可否やその条件を誠実に交渉するものとする。

このうち、㊦本件契約上の地位等に付随する事業資産等は、系統接続を実施する上で有用なものも含むことから、選定事業者が円滑な系統接続のために希望する場合には、原則として、本件契約上の地位等と合わせて承継されるものとする。

もっとも、この場合においても、本件契約上の地位等に係る地位の承継に関する交渉とその他の資産等の承継に関する交渉は明確に切り分けられるべきであり、以下の場合やこれに類する場合に該当するときには、本件契約上の地位等を合理的な理由なく承継しなかったものとして、一定の期間、法に基づく公募の参加を認めないこととする（コンソーシアム又は SPC の構成員も含めて、一定の期間公募への参加を認めないこととする）。

- ① 系統提供事業者が、選定事業者の事業を妨害する目的で、㊦本件契約上の地位等に付随する事業資産等の承継を拒んだとき
- ② 系統提供事業者が、当事者間の交渉に委ねるべき資産等の承継に係る交渉に選定事業者が応じないことを理由に、本件契約上の地位等の承継を拒んだり、交渉を遅延したりしたとき

3) 本件契約上の地位等の承継に関する条件の詳細について

上記 1) 及び 2) で定めるもののほか、本件契約上の地位等の承継条件等の詳細については、（別添 5）系統に係る契約上の地位等の承継条件等に記載するとおりとする。

（5）公募占用計画の変更に係る事項

公募占用計画の認定後、選定事業者において、各種調査、関係者調整等を実施した

上で、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募占用計画を変更せざるを得ない場合が想定される。

認定公募占用計画の変更にあたっては、経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けなければならない、変更の申請があった場合には、変更後の公募占用計画が法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていること、洋上風力発電にかかる技術の向上など公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること等、法第18条第2項に定める基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができる。なお、施設の一部を残置する公募占用計画を作成した場合においては、建設工事着手日までに撤去工事の実施候補者を含む施設の撤去方法を具体化し公募占用計画を変更しなければならない。【様式 6-2】

1) 変更を認める場合の基準

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者から計画変更の認定の申請があったときは、法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認める場合に限り、変更の認定をするものとする。

なお、認定公募占用計画は、公募に基づく審査及び評価を経て認定されたものであり、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更は好ましくないため、その変更理由が真にやむを得ないものであるか確認した上で判断するものとする。

また、変更の認定の判断に当たっては、法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合することが明らかでない場合など、必要に応じて学識経験者または第三者委員会の意見を聴取することも考慮する。

ⅰ) 法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる基準への適合

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更後の公募占用計画が法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていることを確認する。

① 公募占用指針に照らし適切なこと（法第15条第1項第1号）

法第13条第2項に示された公募占用指針の各項目について、明らかに公募占用指針の求める要求事項に合致していない公募占用計画の変更は認定しない。

（変更が認められない公募占用計画の変更例）

- －区域、期間が公募占用指針の記載に適合しない公募占用計画の変更
- －構造や工事实施の方法、維持管理方法等が示されていない公募占用計画の変更
- －その他事業実施体制、許可条件への対応について、事業の確実な実施が難しくなると考えられる公募占用計画の変更

② 法第 10 条第 2 項に該当しないこと（法第 15 条第 1 項第 2 号）

本促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与える可能性のある公募占用計画の変更は認定しない。

③ 海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法が経済産業省令・国土交通省令の基準に適合していること（法第 15 条第 1 項第 3 号）

ii) 公共の利益の増進又はやむを得ない事情（法第 18 条第 2 項第 2 号）

第 2 の基準として、経済産業大臣及び国土交通大臣は、当該公募占用計画の変更をすることについて、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があることを確認する。

公共の利益の一層の増進又はやむを得ない事情としては、例えば、新たな技術的知見により工事实施の方法等の変更が妥当な場合、技術革新等により海洋再生可能エネルギー発電設備の変更が妥当な場合、また公募段階においては概略を示した資料であった事項に関し必要な調査や体制整備等を実施し、詳細かつ具体的な内容が確定した場合などが考えられる。

ただし、これらの場合であっても、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないことに留意することとする。

2) 認定公募占用計画の変更内容の公示

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更の認定をしたときは、当該認定を受けた公募占用計画の概要、認定をした日、認定の有効期間並びに指定した促進区域内海域の占用の区域、占用の期間及び変更の内容について公示する。

3) 軽微な変更についての変更の届出

公募占用計画に係る工事の時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の 3 月以内の変更など、認定公募占用計画の実施に支障がないと経済産業大臣及び国土交通大臣が認める変更については、公募占用計画の変更の認定を受ける必要はない。もっとも、選定事業者が軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

4) SPC の構成員の変更について

公募占用計画には、コンソーシアム又は SPC の構成員の議決権を記載することとされているため（「第 6 章 公募占用計画に記載すべき事項」参照）、SPC の構成員を変更する際には、その旨の公募占用計画の変更が必要である。

「第 8 章 選定事業者を選定するための評価の基準」に記載したとおり、事業者選定時には、各構成員の役割に応じてその実績（能力）を評価しており、事後的に

これらの企業以外に議決権の多数の保持を認めることとすると、事業者選定時点の前提として評価した事業者の影響力が弱まり、事業の確実性が担保されない可能性がある。このため、SPC の構成員を変更する旨の公募占用計画の変更については、法第 18 条第 2 項に基づき、適切に事業ができる体制であるかという点も含め、当該変更が①公共の利益の一層の増進に寄与するものであること（同項第 1 号）又は②やむを得ない事情があること（同項第 2 号）という要件に適合するかという観点から、その可否を個別に判断する。

特に、㊦議決権の最も大きい企業を変更する場合、㊦SPC の議決権を有する企業のうち、事業の実施・管理の評価対象として公募占用計画別紙 1 【様式 3-1-3】に記載した企業が脱退する場合、㊦評価の対象となった事業者による議決権の保有割合が一定規模（※ 1）を下回ることとなる場合等、事業の確実性への影響が大きいと考えられる場合には、変更後の体制により、適切な事業の実施が可能かという観点を含め、①②の要件への適合性を慎重に判断する。

他方で、資本の流動性を高めることは、資金調達のコストを抑制し、発電コストの低減に資する面もあるため、可能な限り、柔軟な運用を行うことも重要である。このため、上記に該当しない場合における議決権の譲渡については、事業実施の確実性への影響は低く抑えつつ、発電コスト低減に資すると考えられることから、原則として、公共の利益の一層の増進に寄与するものとして、公募占用計画の変更を許可することとする。

※ 1 一定規模とは、海洋再生可能エネルギー発電設備の建設工事が完了し、再生可能エネルギーの電気の供給が開始された後は事業リスクが低減することを考慮し、運転開始日前は全体の議決権の 2/3 未満となる譲渡、運転開始日後は、全体の議決権の 1/2 以下となる譲渡とする。

※ 2 SPC が合同会社等の株式会社以外である場合についても、同様の考え方にに基づき、契約実態を踏まえて審査する。

5) FIP 制度への移行¹

FIP 制度への移行には、制度変更希望届【様式 6-3】の提出及び認定公募占用計画の変更が必要となる。なお、FIP 制度への移行に係る認定公募占用計画の変更が認められた場合の基準価格は、変更前の認定公募占用計画に記載された供給価格と同じ額とする。

（6）FIT 認定の申請期限（法第 13 条第 2 項第 10 号）

選定事業者は、選定後速やかな再エネ特措法第 9 条第 1 項の規定による認定（以下

¹ FIP制度への移行を行う場合において、本公募占用指針の第 1 章から第 10 章までの規定中「調達価格」とあるのは「基準価格又は調達価格」と、「調達期間」とあるのは「交付期間又は調達期間」と、「FIT認定」とあるのは「FIP認定又はFIT認定」と、「特定契約」とあるのは「市場取引等又は特定契約」とするほか、必要な読替えをする。

「FIT 認定」という。)の取得が求められるため、申請の準備期間等を考慮し、選定事業者の選定の通知があった日の翌日から起算して1年以内にFIT認定の申請をしなければならないこととする。

選定事業者に係る再生可能エネルギー発電事業については、公募の結果が公表された時において調達価格が決定するため、速やかな事業実施を促すべきである。したがって、選定事業者は、申請を行った日から6ヶ月以内にFIT認定を受けなければならないこととする。

(7) 占用許可に係る事項について

1) 選定事業者の責務

選定事業者は、法第19条第1項の規定により、認定公募占用計画に従って、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理を行わなければならない。

そのため、選定事業者は、認定公募占用計画に記載したスケジュール等に従って設置工事等に必要な各種調整及び調査設計等を実施し、記載した工事实施の方法等に従って海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理を行うことが必要となる。

この義務を履行していない場合、例えば、選定事業者が設置工事を実施するまでの準備段階において認定公募占用計画に示した必要な業務を実施していないなど、工事の準備が予定より遅延し、その結果、当該計画で示した工事の時期に工事を実施することができないことが確認された場合には、経済産業大臣及び国土交通大臣は法第21条の規定に基づき公募占用計画の認定を取り消すことができる。

しかしながら、やむを得ない事情により遅延した場合など、法第18条に規定する基準に適合する場合にあっては、選定事業者からの申請により当該計画の変更が可能となるため、取消しの判断に当たっては、遅延した経緯等を事前に確認することとする。

2) 占用許可及び占用料

i) 占用許可

国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき促進区域内海域の占用の許可の申請があった場合にあっては、占用の許可を与えなければならない。

ただし、選定事業者が法第19条第1項の規定に違反したとき(上記1))又は詐欺その他の不正な手段により公募占用計画の認定を受けたことが判明したときに、経済産業大臣及び国土交通大臣が法第21条の規定により当該認定を取り消した場合にあっては、占用を許可する必要はなく、また、占用の許可の期間中であっても、法第21条第3項の規定により占用の許可の効力を失うこととなる。

なお、認定有効期間終了後における促進区域の占用を継続する場合には、再度、占用のために国土交通大臣の許可をとる必要がある。

占用の許可を更新する場合は、公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に

沿った新たな占有計画（占有の期間を含む。）を提出し、それを許可条件として許可を与えるものとし、この際、適切に占有許可期間を審査する。

また、選定事業者は、上記申請に加え海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事等を目的として海域の占有を行う場合には、法第 10 条第 1 項に基づく占有許可を受けなければならない。

ii) 占有料

① 占有料の単価

当該許可に係る占有料の単価は、国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成 31 年国土交通省令第 17 号）第 2 条に基づき、告示（公募開始までに定める）予定）のとおりとする。なお、公益上特に必要があると認めるときは、占有料を減額し、又は免除することがある。

② 占有料の算定方法

海洋再生可能エネルギー発電設備（変電設備等を含む。）の占有料については、海洋再生可能エネルギー発電設備（海底送電線・通信ケーブルを除く。）の投影面積に基づき、海底送電線・通信ケーブルの占有料については、海底送電線・通信ケーブルの長さに基づき算定する。

iii) 選定事業者以外の占有の禁止

選定事業者以外の者は、法第 19 条第 3 項の規定により、経済産業大臣及び国土交通大臣が公募占有計画の認定をしたとき（当該計画の変更の認定をした場合を含む。）に公示した占有の期間内においては、併せて公示した区域について、占有の許可の申請をすることができない。

iv) 占有許可の条件

国土交通大臣が促進区域の占有を許可する際には、法第 10 条第 5 項に基づき、国土交通大臣が促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に必要な限度において、条件を付することができるとされている。

占有許可に当たっての条件は以下のとおりとする。

- ・ 選定事業者は、占有許可の申請までに書面にて協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること。
- ・ 台風後等の流木の発生、船舶の座礁事故等が発生した場合には、その除去工事にあたって、補償を伴わずに、運転の一時中断に応じること。
- ・ 海洋再生可能エネルギー発電設備が備える係留施設は、港湾法の技術基準対象施設となっており、必要とされる性能に関して港湾法第 56 条の 2 の 2 で定める港湾の施設に関する技術上の基準に適合すること。

- ・ 施設の一部を残置する公募占用計画を作成した場合においては、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、建設工事着手日までに公募占用計画を変更していること。
- ・ 水域占用許可に係る権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- ・ 「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」「洋上風力発電設備の施工に関する審査の指針」「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説」（全て洋上風力発電施設検討委員会）に則って、設置及び維持管理を実施すること。
- ・ 港湾の利用に係る関係者（例えば港湾利用者及び港湾協力団体等）と十分に協議し、港湾の安全や環境保全に配慮して、港湾を利用すること。
- ・ 工事の施工に当たっては、濁り防止等、環境保全に十分に注意して施工すること。
- ・ 発電を開始する場合は、速やかにその旨を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出ること。
- ・ 維持管理に伴う設備の更新を除き、許可を受けた設備以外の設備を設置しないこと。設備の改変、追加など、許可を受けた事項・内容を変更・実施する際には許可を受けること。
- ・ 占用水域を洋上風力発電以外の目的に利用しないこと。
- ・ 設置した海底送電線・通信ケーブルについて迂回等の必要が生じた場合は、経済産業大臣及び国土交通大臣と協議すること。
- ・ 風況、海底地質等のデータ取得のための調査を実施しようとするときは、「外国船舶による我が国領海等における海洋調査等の取扱いに関する所管事業関係者への周知について（令和2年4月）」を参照し、該当する場合は適切に手続を行うこと。
- ・ 本公募時点で想定されない事態が発生した場合に、国土交通大臣が必要と認める事項。

v) 占用料の支払方法

占用料の支払方法については、以下のとおりとする。

- ① 占用料の支払は、国土交通省が発行する納入告知書により納めるものとする。
- ② 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、延滞金を徴収する場合がある。
- ③ 既納の占用料は返還しない。

(8) 公募占用計画の履行状況の報告について

認定公募占用計画の履行状況について、選定事業者から少なくとも年1回の定期的

な報告を徴収することとする。主な報告の内容は以下のとおりとし、書面その他の経済産業大臣及び国土交通大臣の指定する方法により提出することとする。

1) 認定から着工までの期間

- －風況・地盤等の自然環境調査、社会条件調査、関係者調整、協議等の進捗状況、結果 等
- －現時点までに発生した累積費用とその内訳
- －現時点で決定又は予定しているサプライチェーン

2) 工事期間中

- －建設工事の実施状況等 等
- －現時点までに発生した累積費用とその内訳
- －現時点で決定又は予定しているサプライチェーン

3) 運用中

- －維持管理結果に係る事項
- －緊急時対応に係る事項
- －風況等の自然環境データの観測結果に係る事項
- －財務状態に係る事項 等
- －現時点までに発生した累積費用とその内訳
- －現時点で決定又は予定しているサプライチェーン

報告された事項から、海洋再生可能エネルギー発電設備の占用許可の条件の履行状況、維持管理状況等について確認する。報告の内容で不明なことがあった場合は、新たに資料を求めることがある。

また、必要に応じ、法第 25 条第 2 項に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは選定事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、必要な検査を行うことがある。

海洋再生可能エネルギー発電設備に異常が発生した場合は、選定事業者からの報告を聴取することとする。報告された事項から、異常発生の原因、内容、対策の状況、今後の発生防止策等について確認を行うこととし、必要に応じて立入り検査を実施する場合がある。なお、大規模地震時等で海洋再生可能エネルギー発電設備が倒壊した場合は、事業者は責任をもって撤去を行うものとする。

(9) 地位の承継

法第 20 条に基づき、下記の 1) または 2) に掲げる者は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認を受けて、選定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。認定に基づく地位を承継した者が、法第 10 条第 1 項の占用の許可の申請をした場合、その許可が付与される。

選定事業者から、本制度に基づく地位の承継の申し出があった場合は、公募占用計画の審査及び評価の基準となる事業実施体制の変更に該当することに鑑み、地位を承継する者が認定公募占用計画に従って、平時における維持管理や非常時における対応

等を適切に実施できる体制を整えているか等、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持等に支障がないか、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更とならないか等の観点に留意し、審査する。

なお、承認を与える場合は、事業者の変更に伴う変更箇所以外については、原則として従前の認定公募占用計画を変更せずに承継すべきものとする。

1) 選定事業者の一般承継人

経済産業大臣及び国土交通大臣は、相続・合併・分割により、選定事業者が有していたすべての権利・義務を一括して承継したものについては、事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがない限りにおいて、その承継を承認することとする。

2) 海洋再生可能エネルギー発電設備の所有権等を取得したもの

選定事業者から、認定公募占用計画に基づき設置及び維持管理が行われ、又は行われた海洋再生可能エネルギー発電設備の所有権その他当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な権原を取得した者について、経済産業大臣及び国土交通大臣は、事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがないこと、また、事業者の変更に伴う変更箇所以外の事項については一切変更をしない限りにおいて、その承継を承認することとする。

第 10 章 その他

(1) 公募占用計画の認定の取消し

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更を認定したものを含め、法第 21 条第 1 項に基づき、下記に掲げる場合には、公募占用計画の認定を取り消すことができる。

- 1) 選定事業者が法第 19 条第 1 項の規定に基づき海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理を実施していないとき。
- 2) 選定事業者が詐欺その他の不正な手段により計画の認定を受けたとき。

なお、法第 19 条第 1 項においては、認定を受けた公募占用計画に従って海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理をしなければならないとされており、公募占用計画を提出する際には、本公募占用指針に従って事業を実施する旨の宣誓が必要である。このため、本公募占用指針に従って事業が実施されていない場合は、認定を受けた公募占用計画に従わないこととなり、同項に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣は公募占用計画の認定を取り消すことができることに留意が必要である。

加えて、第 7 章（４）選定事業者の選定の取消し事由に該当すると認められる場合も、本公募占用指針に従わないものとして、公募占用計画の認定を取り消すことができるため留意すること。

当該規定に基づき認定を取り消した場合、認定公募占用計画に基づき与えられた促進区域内海域の占用許可は、その効力を失うこととなる。また、FIT 認定についても取消しがなされることとなる。なお、取消しの判断にあたっては、事業者側にやむを得ない事情があったかなどを事前に確認することとする。

(2) 公募占用計画に係る接続検討申込みについて

本公募においては、系統提供事業者が本件契約上の地位により確保している系統容量を活用することを前提としているところ、公募参加予定者が、それぞれの事業者の責任の下で、出力規模の変更等が可能か否かについて、接続検討申込みを行うことで一般送配電事業者に確認することが可能である。

公募参加者が上記の確認をする際には、以下の留意事項に留意すること。

(留意事項)

1) 申込みを行うことができる者

- i) 本公募に係る系統容量を確保している者
- ii) 第 3 章（２）の規定により経済産業省及び国土交通省から本公募に係る系統容量に関する情報の提供を受けた者

2) 接続検討料

各申込みにつき 200,000 円（+税）。

3) 接続検討にあたっての留意事項

- i) 接続検討申込みに当たっては、本公募に基づく申込みであることが分かるように、接続検討申込書に対象事業者である旨を確認できる書類を添付すること。
- ii) 接続検討申込みの受付時点（※1）から回答までの標準処理期間は 3 ヶ月となるため、公募期間中に、1 事業者当たり少なくとも 1 回の接続検討を行うためには、速やかな接続検討申込みが必要である。接続検討申込時期が遅い場合、公募占用計画の受付期限までの接続検討回答が困難となることに留意する（情報が必要な日の 4 ヶ月前に申請することを推奨）。
- iii) 特定の事業者が複数の接続検討申込みを行う等により、接続検討申込みが多数となった場合には、公募占用計画の受付期限より 3 ヶ月を超える検討期間があったとしてもすべての申込みに対して接続検討回答が出来ない場合があることに留意する（※2）。
- iv) 接続検討申込みは、以下の内容を前提とする。
（前提となる接続検討申込みの内容）
 - ・ 連系予定地点については、公募に提供された系統容量の検討の前提となった地点とする。
 - ・ 最大受電電力及び海洋再生可能エネルギー発電設備の出力（※3）は、第 2 章（1）2）当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準（法第 13 条第 2 項第 4 号）に記載した海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準の範囲内とする。

※1 接続検討申込みの受付時点は、東北電力ネットワーク株式会社に対して所定の接続検討申込書類を提出し、接続検討料の入金が確認できた時点（入金後、提出した書類の修正が必要となった場合には当該修正後の書類が受け付けられた時点）となる。

※2 本公募に係る接続検討は、各事業者 1 件ずつ、順番に検討を行うこととなる。

※3 海洋再生可能エネルギー発電設備の出力とは、促進区域内の海洋再生可能エネルギー発電設備が発電できる能力（kW）の合計をいう。

- iv) 接続検討の結果、出力の変更が不可であった場合、選定された事業の設備仕様では系統容量が取り消される可能性があることについて留意する。

（3）その他の留意事項

- 1) 経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募の実施に当たり、談合等の不正が明らかになった場合には、公募を中止し、必要に応じて再度公募を行うこととする。
- 2) 書類の作成・質問等に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準

時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。

- 3) 公募占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とする。
- 4) 提出された公募占用計画の内容変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、経済産業大臣及び国土交通大臣から記載事項の訂正指示や補足資料の提出の要請等を行う場合はこの限りではない。
- 5) 提出された公募占用計画について、以下の場合を除いて提出者に無断で二次的な使用をすることはない。
 - i) 公募参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供する場合。
 - ii) 長期的・安定的・効率的な海洋再生可能エネルギー発電事業を実現するための政策検討に使用する場合。なおこの場合には、個々の情報に係る公募占用計画の提出者が明らかにならないようにし、公募参加者の営業秘密等が不当に害されないように取り扱う。
- 6) 情報開示請求があった場合は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき対応するものとする。
- 7) 本公募に関する手続において提出された資料一式は返却しない。
- 8) 選定事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている資機材、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 9) 本件公募に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 10) 次のいずれかに該当する場合には、今後、一定の期間、法に基づく公募（本促進区域以外の海域に係る公募も含む。以下同じ。）への参加を認めないこととする（選定事業者がコンソーシアム又は SPC の場合、コンソーシアム又は SPC の構成員も含めて、一定の期間公募への参加を認めないこととする。）。
 - i) 法第 21 条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取消しを受けた者
 - ii) 促進区域の指定のため、系統の提供を希望したにもかかわらず、公募において他の事業者が選定された際に、合理的な理由なく当該事業者自ら確保した系統を承継しなかった者
 - iii) 公募の開始から終了までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者
 - iv) その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者

（４）担当部局

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 1-3-1

電話 : 03-3501-4031

Email : yurihonjo-koubo@meti.go.jp

国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室

住所 : 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話 : 03-5253-8111 (代表)

Email : hqt-akitayurihonjo-koubo@gxb.mlit.go.jp

第 1 1 章 選定事業者の希望に基づく制度変更

(1) 選定事業者の希望に基づく制度変更の趣旨

令和 7 年度以降に実施する法に基づく公募においては、コスト低減と迅速性を重視しつつ、収入や費用の変動といった環境変化に対して強靱な事業組成を促し、選定事業者に洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させる観点から、撤退や遅延を抑止するための保証金の増額、入札後の物価変動等を踏まえて基準価格又は調達価格を調整する仕組みの導入等がされることとなった。これを踏まえ、事業の撤退・遅延の抑止、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させる観点から、本公募の選定事業者が希望する場合には、認定公募占用計画の変更により、新たな保証金制度及び基準価格又は調達価格への物価変動に応じた調整（以下「価格調整スキーム」という。）の適用を認めることとする。

(2) 新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用する変更

1) 制度変更に係る公募占用計画の変更

新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用するためには、制度変更希望届【様式 6-3】の提出及び第 9 章（5）「公募占用計画の変更に係る事項」に基づく認定公募占用計画の変更が必要となる。なお、保証金制度の変更と価格調整スキームを適用する変更のいずれかのみを選択して適用することはできず、両者のいずれも適用することとなる。

2) 保証金制度の変更内容

第 5 章（3）保証金に関する事項（法第 13 条第 2 項第 6 号）を次のとおり読み替える。なお、以下の記載にかかわらず、選定事業者は、保証金制度の変更の適用に伴う増額分に係る保証金を、当該変更が認定された旨の通知を受けた日の翌日から起算して 8 週間以内に提供するものとする。

(3) 保証金に関する事項（法第 13 条第 2 項第 6 号）

恣意的に供給価格を低く設定して複数の応募を行うこと等による公募の不正操作や過当な価格競争を防ぎ、適正な公募の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金（以下「第 1 次保証金」という。）の提供を求める。また、本区域においては、選定事業者のみが認定を受けて事業実施することが可能となるため、選定事業者の確実な事業実施を担保する必要がある。このため、選定事業者に対し、選定時に保証金（以下「第 2 次保証金」という。）の提供を求めるとともに、更に選定から 24 か月以内に追加の保証金（以下「第 3 次保証金」という。）の提供を求める。

保証金の提供については、現金納付による方法のほか、保証金に相当する額を国土交通省の担当部局に提供することを担保する書面（当該保証金に相当する額の提供を担保する者（以下「保証人」という。）が経済産業大臣及び国土交通大臣が定めるものに該当する場合に限る。以下「保証状」という。）を国土交通省の担当部局に提出する方法によることができる。現金納付と保証状を併用することも可能であり、この場合はそれぞれにより確保される金額の合計額が保証金相当額となるようにすること。なお、現金納付及び保証状の金額の配分を事業年度ごとに変更する

こと及び保証状を事業年度ごとに更新することが可能である。この方法による場合において国土交通省担当部局は、当該保証状を返還することにより、保証金の返還に代える。

1) 保証金の額及び提供方法

i) 第1次保証金

①第1次保証金の額

第1次保証金の単価は、500 円/kW とする。したがって、公募参加者が提供すべき第1次保証金の額は、当該公募参加者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力（本海域内の海洋再生可能エネルギー発電設備が発電できる出力又は最大受電電力のいずれか小さいものをいう。第2次保証金及び第3次保証金の額についても同様とする。）に当該単価を乗じて得た額とする。

②第1次保証金の提供期限

第1次保証金は、公募占用計画の提出時まで提供すること。

第1次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該応募は無効とする。

③第1次保証金の提供方法

ア) 現金納付による場合

公募占用計画の提出時まで第1次保証金の払込みを行った上、公募占用計画の提出時に保管金提出書【様式 4-1】及び保管金領収証書を国土交通省の担当部局に提出すること。

(留意点)

事業者においては、国土交通省から交付される保管金振込書及び保管金領収証書をもって日本銀行代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）に第1次保証金に相当する保管金を払い込むこととなる。このため、現金納付に係る事務手続について余裕をもって国土交通省の担当部局に相談すること。

イ) 金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合

公募占用計画の提出時まで、下記の条件を満たす保証状及び添付書類の原本を公募占用計画の提出時に国土交通省の担当部局に提出すること。

(保証状の条件)

- ・【様式 4-2】で定めた保証状様式を使用していること
- ・保証人が保証状を発行する時点において、金融庁長官に登録された格付業者による信用格付が、A－又はA 3以上の金融機関であること
- ・保証状は日本国内の支店で発行されており、代表者及び押印が代表取締役等の代表者となっていること
- ・保証期間の終了日が令和3年12月末日よりも長いこと（第7章（4）1）iv）に留意すること）
- ・保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から6か月以上先であること
- ・被保証人は公募参加者（本事業実施のために設立されたSPCを含む。）であること
- ・下記 3) i)「第1次保証金の没収事由」に該当する場合に、国土交通大臣が

請求書を発行することで 10 営業日以内に保証人からの保証金の支払が実行されること

- ・保証が取消不能かつ無条件であること
- ・支払通貨が日本円となっていること
- ・コンソーシアムの形態で公募に参加する場合、各構成員を被保証人とする保証状の合計額が、上記①の額であること（また、その際には、各保証が連帯保証である必要はない。）
- ・準拠法は日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすること

（添付書類）

- ・保証人の登記事項証明書（代表者事項証明書）（※）
- ・保証人の代表者の印鑑証明書（※）
- ・保証状提出時に使用する連絡票【様式 4-4】

※提出日より 3 か月以内に発行された原本を提出すること。

（保証状の提出先）

- ・公募占用指針第 10 章（４）に記載の国土交通省の担当部局
- ・公募占用計画の提出に当たっては、「記載要領及び様式集」に従い第一次保証金について【3-2-5】に金融機関の保証状概要（銀行名、支店名、発行日、保証状の番号等）を記入し、提出すること。

ii) 第 2 次保証金

①第 2 次保証金の額

第 2 次保証金の単価は、10,000 円/kW とする。したがって、選定事業者が提供すべき第 2 次保証金の額は、選定事業者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

ただし、選定事業者が第 1 次保証金として提供した額が第 2 次保証金に充当され、第 2 次保証金とみなされる（選定事業者が第 1 次保証金の提供のために保証状を提出していた場合には、当該保証状が第 2 次保証金の一部に係る保証状とみなされる。）ため、選定事業者が第 2 次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、選定事業者が第 1 次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

②第 2 次保証金の提供期限

第 2 次保証金の提供期限は、本公募において選定事業者に選定された旨の通知を受けた日の翌日から起算して 8 週間以内とする。

第 2 次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該選定事業者の選定を無効とする。

③第 2 次保証金の提供方法

ア) 現金納付による場合

第 2 次保証金に係る保管金提出書【様式 4-1】及び保管金領収証書を選定事業者に選定された旨の通知を受けた日の翌日から 8 週間以内に国土交通省の担当部局に提出すること。

（留意事項）

事業者においては、国土交通省から交付される保管金振込書及び保管金領収証書をもって日本銀行代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）に第 2 次保証金に

相当する保管金を払い込むこととなる。このため、現金納付に係る事務手続について余裕をもって国土交通省の担当部局に相談すること。

イ) 金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合

選定事業者に選定された旨の通知を受けた日の翌日から 8 週間以内に保証状及び添付書類の原本を国土交通省の担当部局に提出すること（必着）。なお、下記の条件を満たしていることが確認できない場合、第 2 次保証金を期限内に提出したものと認められない。

（保証状の条件）

- ・【様式 4-3】で定めた保証状様式を使用していること
- ・保証人が保証状を発行する時点において、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付が、A－又は A 3 以上の金融機関であること
- ・保証状は日本国内の支店で発行されており、代表者氏名及び押印が代表取締役等の代表者となっていること
- ・保証期間の終了日が少なくとも提出日から 1 年が経過した日より長いこと（第 7 章（4）1）iv）に留意すること）
- ・保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から 6 か月以上先であること
- ・被保証人は選定事業者（本事業実施のために設立された SPC を含む。）であること
- ・下記 3) ii)「第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収事由」に該当する場合に、国土交通大臣が請求書を発行することで 10 営業日以内に保証人からの保証金の支払が実行されること
- ・保証が取消不能かつ無条件であること
- ・支払通貨が日本円となっていること
- ・コンソーシアムの形態で公募に参加した場合、各構成員を被保証人とする保証状の合計額が、上記①の額であること（また、その際には、各保証が連帯保証である必要はない。）
- ・準拠法は日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすること

（添付書類）

- ・保証人の登記事項証明書（代表者事項証明書）（※）
- ・保証人の代表者の印鑑証明書（※）
- ・保証状提出時に使用する連絡票【様式 4-4】

※提出日より 3 か月以内に発行された原本を提出すること。

（保証状の提出先）

公募占用指針第 10 章（4）に記載の国土交通省の担当部局

（留意事項）

運転開始前に国土交通省担当部局に提出された保証状の保証期間が終了する場合は、保証期間終了までに、①新たな保証状の提出又は②第 2 次保証金相当額の現金納付を行うこと。

なお、現金納付による場合は上記ア）現金納付による場合に準ずる方法で、保証状による場合は上記イ）金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合に準ずる方法で、増額期日までに増額相当分の保証金納付又は保

証状を追加で提供すること。

ウ) 納付形式の変更

保証金納付後の納付形式の変更は、金融機関の発行する保証状を提出する方法から現金納付による方法へ変更する場合のみ認められる。したがって、一度現金納付による方法で保証金を納付した場合は、保証状を提出する方法へ変更することはできない。現金納付形式へ変更する場合は、金融機関発行の保証状の保証期間内に上記で記載されている振込先へ第2次保証金相当額の振込を行うとともに、保証状の返却を行うこと。

iii) 第3次保証金

①第3次保証金の額

第3次保証金の単価は、24,000 円/kW とする。したがって、選定事業者が提供すべき第3次保証金の額は、当該公募参加者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

ただし、選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額が第3次保証金に充当され、第3次保証金とみなされる（選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金の提供のために保証状を提出していた場合には、当該保証状が第3次保証金の一部に係る保証状とみなされる。）ため、選定事業者が第3次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

②第3次保証金の提供期限

第3次保証金の提供期限は、本公募において選定事業者を選定された旨の通知を受けた日の翌日から起算して12か月以内とする。

第3次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該選定事業者の選定を無効とする。

③第3次保証金の提供方法

上記 ii) ③「第2次保証金の提供方法」に準じるものとする。

2) 保証金の返還

i) 第1次保証金

国土交通省は、公募参加者のうち、選定事業者を選定された者及び3) 保証金の没収に関する事項に規定する事由に該当した者のいずれにも該当しない者に対して、当該選定事業者を選定された旨の通知を発した日の翌日以降、当該公募参加者が提出した保管金払渡請求書【様式 4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式 4-6】）の受付日から起算して2週間以内に、当該公募参加者が提供した第1次保証金（又は保証状）を返還（返却）する。

選定事業者が提供した第1次保証金は返還されず、当該選定事業者が提供すべき第2次保証金に充当され、第2次保証金としてみなされる（当該選定事業者が第1次保証金の提供のために保証状を提出した場合には、当該保証状を第2次保証金の一部に係る保証状とみなされる。）。

ii) 第2次保証金及び第3次保証金

国土交通大臣は、選定事業者が公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、原則とし

て、当該供給を開始した日の翌日以降、当該公募参加者が提出した保管金払渡請求書【様式 4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式 4-6】）の受付日から起算して 2 週間以内に、当該選定事業者が提供した第 2 次保証金及び第 3 次保証金（又は保証状）を返還（返却）する。

選定事業者は、再生可能エネルギー電気の供給開始報告【様式 4-7】及び供給開始したことを証明する書類（買取実績を記載した検針票等）を国土交通省の担当部局に提出し、供給開始した旨を申し出るとともに、保管金払渡請求書【様式 4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式 4-6】）をもって保証金（又は保証状）の返還（返却）を行うこと。

3) 保証金の没収に関する事項

i) 第 1 次保証金の没収事由

以下の事由が生じた場合には、第 1 次保証金の全額を没収し、国庫に納付する。

	第 1 次保証金の没収事由	没収額
1	公募の参加資格の審査のための書類に虚偽を記載した者による公募の参加、その他の不正により公募への参加が無効とされたこと	全額
2	公募参加者が公募占用計画を提出したときから公募の結果が公表されるまでの間に公募参加資格のいずれかに適合しなくなったこと	全額
3	当該公募参加者が選定事業者として選定されたにもかかわらず、第 2 次保証金の提出期限までに必要な第 2 次保証金を提供していることが確認できなかったこと	全額

ii) 第 2 次保証金又は第 3 次保証金の没収事由

以下の事由が生じた場合には、没収額の欄に記載のとおりの方額の第 2 次保証金又は第 3 次保証金を没収し、国庫に納付する。

	第 2 次保証金又は第 3 次保証金の没収事由	没収額
1	当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと	全額
2	選定事業者が本公募占用指針に定める取得期限までに、再生可能エネルギー電気特措法第 9 条第 4 項の認定（以下「FIP 認定又は FIT 認定」という。）を取得しなかったこと	全額
3	選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）。	全額
4	第 3 次保証金の提出期限までに第 3 次保証金を提供していることが確認できなかったこと	全額
5	選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと	全額
6	選定事業者たる法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当すること。 ア 当該法人等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、又は当該法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その	全額

	他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)であること イ 当該法人等の役員等が、自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていること ウ 当該法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること エ 当該法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること		
7	選定事業者として選定された時点における公募占用計画(以下「当初公募占用計画」)に記載された運転開始予定日まで再生可能エネルギー発電設備の運転開始(※)がなされなかったこと なお、以下のとおりの運転開始予定日の徒過の期間に応じ、右欄の没収額となる。 運転開始予定日まで再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合(①) 運転開始予定日から起算して6か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合(②) 運転開始予定日から起算して12か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合(③) 運転開始予定日から起算して18か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合(④) 運転開始予定日から起算して24か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合(⑤) ※運転開始：特定契約等により再生可能エネルギー電気の供給を開始すること	選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に4,000円/kWを乗じた額(①) 選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に4,000円/kWを乗じた額(②) 選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に8,000円/kWを乗じた額(③) 選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に4,000円/kWを乗じた額(④) 選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に4,000円/kWを乗じた額(⑤)	

iii) 保証状に係る保証債務の履行

公募参加者又は選定事業者が保証金の提供に代えて保証状を提出した場合において、没収事由に該当する事実があったことにより国土交通大臣が当該保証状に係る保証人に当該保証状に係る保証債務の履行の請求を行ったときは、当該保証人は、国土交通大臣が定める日までに当該没収事由に係る没収額に相当する額を国土交通大臣に提供しなければならないこととする。

4) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除

選定事業者は、上記 3) で定める第2次保証金又は第3次保証金の没収事由が生じた場合であっても、以下 i) から iii) に定める事由があったときは、第2次保証金及び第3次保証金の没収の免除を受けることができる。なお、没収免除の判断に当たっては、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取する。

i) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の対象となる事由の範囲

第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の対象となる事由の範囲は、法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する災害（以下「激甚災害」という。）による直接の被害及び戦争等の武力行使による直接の損害があった場合とする。没収事由7に係る同範囲については、上記に加え、その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象が生じた場合とする。

ii) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除を受けるための要件

選定事業者が第2次保証金又は第3次保証金の没収の免除を受けるための要件は、上記 i) に定める範囲の事由が生じた上で、以下の①、②の要件のいずれかを満たすこととし、没収事由7に係る没収の免除については、以下の①、②の要件のいずれかを満たすこと又は③、④の要件のいずれも満たすこととする。なお、当該要件を満たしていることについて、国土交通大臣又は経済産業大臣が行う現地調査による確認を受ける必要がある。

- ①法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等が、本事業につき、第2次保証金又は第3次保証金の没収事由に該当する程度のものであること
- ②激甚災害又は戦争等の武力行使により、本事業を行う事業者の本社、本事業に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備若しくはその設置予定地若しくは本事業の実施に密接に関わるその他設備に、本事業について第2次保証金及び第3次保証金没収事由に該当する程度の直接かつ物理的な損害が生じていること
- ③当該事由が選定事業者の自己の過失によらないものであること
- ④当該事由による障害が取り除かれ次第、選定事業者が遅滞なく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すること

iii) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の可否

第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の可否については、それぞれの事由の性質を踏まえ、下記の表のとおりとする。

不可抗力事由 第2次保証金及び第3次保証金没収事由	法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等	激甚災害による直接の被災／武力行使による直接の被害			左記以外のその他当事者のコントロールができず回避が可能なではない事象
		発電事業を行う事業者の本社	海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社・事業所	海洋再生可能エネルギー発電設備又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置予定地	
当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。	可	可	可	可	不可
選定事業者が、第9章（6）に定める期限までに、FIT認定又はFIT認定を受けなかったこと。	可 （FIT認定又はFIT認定の期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り）	可 （FIT認定又はFIT認定の期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り）	可 （FIT認定又はFIT認定の期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り）	可 （FIT認定又はFIT認定の期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り）	不可
選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）。	不可	可	可	不可	不可
第3次保証金の提出期限までに第3次保証金を提供していることが確認できなかったこと。	不可	可	可	不可	不可
選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと。	不可	不可	不可	不可	不可

選定事業者たる法人等が暴力団あるいはこれと関係があること。	不可	不可	不可	不可	不可
法第24条の監督処分により公募占用計画の認定の取消又は効力の停止の処分を受けたこと。	不可	不可	不可	不可	不可
当初公募占用計画に記載された運転開始予定日までに海洋再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかったこと。	可	可	可	可	可

iv) 保証金没収の免除を受けようとする場合の手続

第2次保証金又は第3次保証金の没収の免除を受けようとする場合、没収免除の対象となる事由が発生次第速やかに、国土交通省の担当部局宛てに、下記の書類により申請すること。

書類の提出後の現地調査の詳細については、別途担当部局から連絡するところによる。

(必要書類)

- ・第2次保証金又は第3次保証金没収の免除申請書【様式4-8】
- ・被災証明書（激甚災害による直接の被害があった場合）

5) 没収通知等に関する事項

経済産業大臣及び国土交通大臣は、3) 保証金の没収に関する事項の規定に基づき第1次保証金、第2次保証金又は第3次保証金を没収する場合は、その旨を当該第1次保証金に係る公募参加者又は当該第2次保証金若しくは当該第3次保証金に係る選定事業者に対し、通知（以下「没収通知」という。）する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、没収通知をするに当たってその没収の理由を付すとともに、当該保証金に係る公募参加者又は選定事業者は当該没収通知を受けた日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、祝日を含まない。）において当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、上記の規定により説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、祝日を含まない。）に、説明を求めた者に対し、回答する。また、当該説明をするに当たって、3) 保証金の没収に関する事項に規定する事由に該当しないと認められた場合においては、没収通知を取り消し、その旨を併せて回答する。

3) 価格調整スキームの適用の内容

「特定物価変動率」を、i) の期間における次の表の各号ごとの指数等の欄に掲

げる数値に対する ii) の期間における当該数値の比率にそれぞれ同表の乗じるべき率の欄に掲げる率を乗じて得た数値を合計して得た数値に 100/98 を乗じて得た数値とする。

- i) 新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用するための公募占用計画の変更の認定を申請した日の属する月の前月までの 1 年間
- ii) 選定事業者が認定公募占用計画に記載した電気事業法第 48 条第 1 項に規定による届出（海域における電気事業法第 38 条第 2 項の事業用電気工作物の設置の工事に係るものに限る。）の予定日の属する月の前月までの 1 年間

	指数等	乗じるべき率
一	日本銀行が統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 25 条の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき作成する企業物価指数（以下「企業物価指数」という。）のうち A 重油に係る国内企業物価指数と企業物価指数のうち B 重油・C 重油に係る国内企業物価指数の平均値	0. 1 3 7 5
二	企業物価指数のうち鉄鋼に係る国内企業物価指数（ii）の期間における数値にあつては、当該数値に ii）の期間と i）の期間の外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 7 条第 1 項に規定する裁定外国為替相場により 1 ユーロを本邦通貨に換算した額の比率（以下「為替調整比率」という。）を乗じて得た数値）	0. 1 3 7 5
三	企業物価指数のうち鉄鋼に係る国内企業物価指数	0. 0 6 0 0
四	企業物価指数のうち電力・通信用メタルケーブルに係る国内企業物価指数	0. 0 5 0 0
五	企業物価指数のうち産業用電気機器に係る国内企業物価指数（ii）の期間における数値にあつては、当該数値に為替調整比率を乗じて得た数値）	0. 1 3 7 5
六	毎月勤労統計調査の結果に基づき作成する事業所規模 5 人以上の製造業の現金給与総額に係る季節調整済指数（ii）の期間における数値にあつては、当該数値に為替調整比率を乗じて得た数値）	0. 1 3 7 5
七	港湾・漁港に係る国土交通省が作成する建設工事に係る費用を特定の年度を基準とするものに変換するための指標（以下「建設工事費デフレーター」という。）	0. 2 0 0 0
八	電力に係る建設工事費デフレーター	0. 1 2 0 0

「特定物価調整率」を、次の i) 又は ii) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ i) 又は ii) に定める比率に 686/1000 を乗じて得た数値に、314/1000 を加えて得た数値とする。ただし、本公募において、特定物価変動率の上限比率は●/100、下限比率は●/100 とする。

i) 特定物価変動率が 1 以上の場合

特定物価変動率（特定物価変動率が上限比率を上回る場合にあっては、当該上限比率）から $1/100$ を控除して得た比率

ii) 特定物価変動率が 1 未満の場合

特定物価変動率（特定物価変動率が下限比率を下回る場合にあっては、当該下限比率）に $1/100$ を加えて得た比率

価格調整スキームの下では、本公募における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る特定物価変動率が $99/100$ 以下又は $101/100$ 以上である場合、基準価格又は調達価格は、公募占用計画に記載された供給価格の額（調達価格は、当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合には消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合には消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。）に当該特定物価変動率に係る特定物価調整率を乗じて得た額とする。

（別添 1）本公募対象区域

・本公募対象区域は、下図の「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」内の区域である。北側の区域は、下表に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、漁港区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域である。南側区域は、下表に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、漁港区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域をいう。）、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港湾区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域である。

・当該区域に風車を無条件で設置できる訳ではない。実際の設置に際しては、船舶航行への影響の検討や環境影響評価の実施及び周辺水域の関係者や関係機関等と調整の上、風車の大きさや設置本数、配置、工法などを決定する必要がある。

図 本公募占用指針「1. (3) 占用の区域」における区域

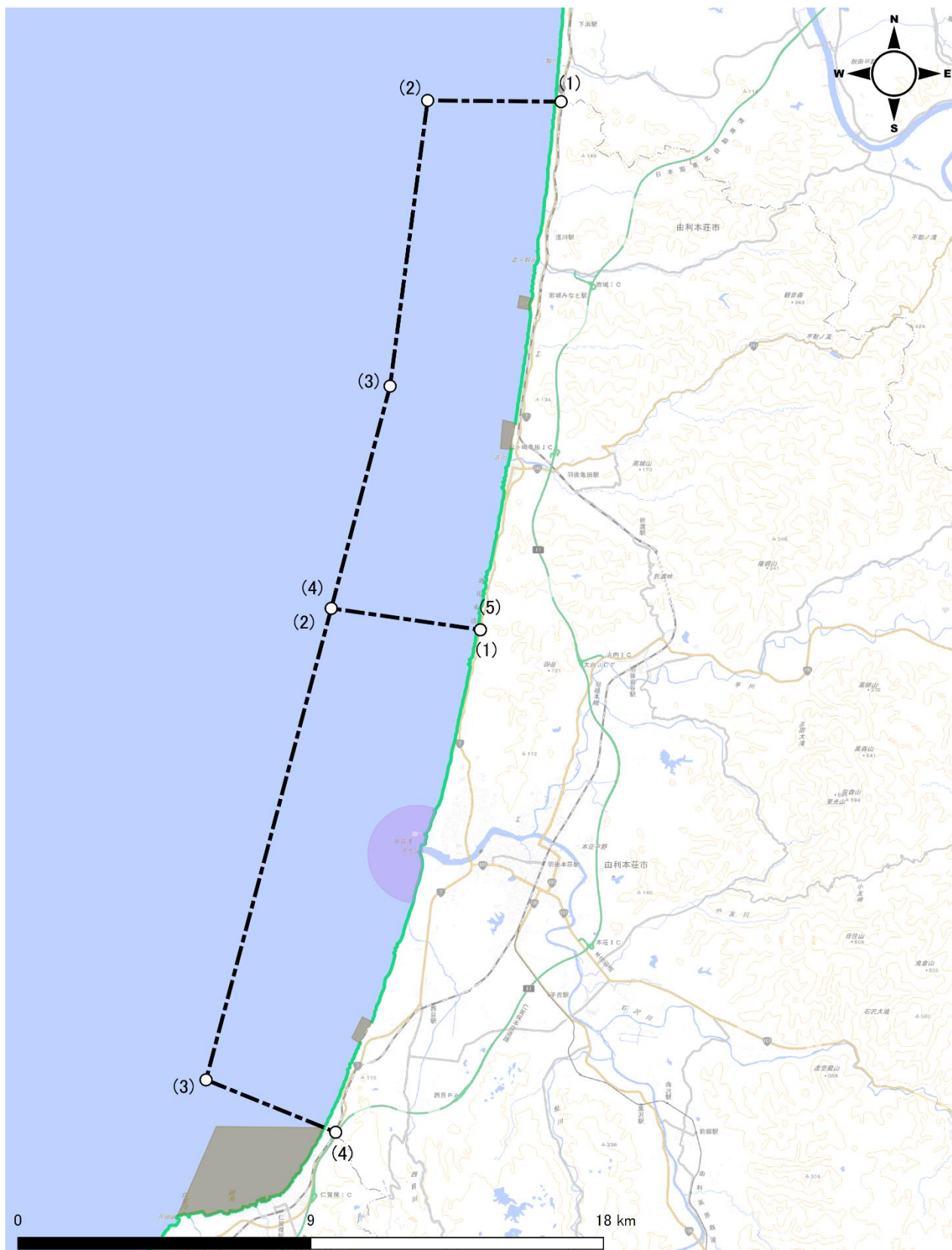
表 1 秋田県由利本荘市沖（北側）区域の座標

緯度							
度	35	分	52	秒	東 経	140	度
度	35	分	52	秒		140	度
度	31	分	07	秒		140	度
度	27	分	25	秒		139	度
度	27	分	05	秒		140	度

表 2 秋田県由利本荘市沖（南側）区域の座標

緯度							
度	27	分	05	秒	東 経	140	度
度	27	分	25	秒		139	度
度	19	分	34	秒		139	度
度	18	分	43	秒		139	度

【秋田県由利本荘市沖（北側・南側）に係る
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域】



(別添 2) 秋田県由利本荘市沖（北側・南側）における協議会意見取りまとめ

1. はじめに

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 10 月 8 日に秋田県由利本荘市沖（北側・南側）における協議会を設置し、秋田県由利本荘市沖の区域について、法第 8 条第 1 項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行った。

2. 協議会意見

秋田県由利本荘市沖北側及び南側のそれぞれの区域において、洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業（以下単に「発電事業」という。）を実施することにより、漁業操業及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面及び座標（北側 6,479.3ha、南側 6,561.1ha）のとおり着床式洋上風力発電に係る促進区域としてそれぞれ指定することに異存はない。

ただし、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求める。

3. 留意事項

(1) 全体理念

- ・選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。
- ・選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、本海域における発電事業が、地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであることについて十分に理解し、地元自治体（「由利本荘市及び秋田県」をいう。以下同じ。）とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めること。
- ・協議会の構成員及び選定事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和元年 5 月 17 日閣議決定）に記載された、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和（漁業等との共存共栄を含む。）、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の 4 つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備及び附属設備（以下「洋上風力発電設備等」という。）の設置までに、発電事業の実施について協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること。他方で、協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による促進区

域内における洋上風力発電設備等の整備に係る海域の利用について了承すること。

(2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ・選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、地域や漁業との信頼関係の構築に努めること。
- ・選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、由利本荘市が設置する基金へ出捐すること等（以下「基金への出捐等」という。）を通じて、発電事業で得られた利益を還元することにより、地域や漁業との協調・共生策を講じること。基金への出捐等の規模（総額）については、20年間の売電収入と見込まれる額の0.5%を目安とする。また、各年度の基金への出捐等の額、使途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすること。
- ・選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用（基金を通じた取組みの実施を含む。）に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。
- ・選定事業者は、発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、漁業影響調査を行うこと。漁業影響調査は、原則として発電事業の実施前の調査を含むものとし、その具体的方法及び時期については関係漁業者、学識経験者及び地元自治体の意見を聴取するとともに、その意向・助言を尊重すること。

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、本海域において操業される漁業への影響を十分考慮し、関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、漁業との共存共栄の理念のもと、促進区域内の水深10m以浅の海域には洋上風力発電設備等（海底ケーブルを除く。）を設置しないこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、既存海洋構造物の保全及び管理に支障を及ぼすことがないように、各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、電波環境に支障を及ぼすことがないように、十分に配慮すること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、気象レーダーの観測に影響を及ぼすことがないように、気象庁へ事前に協議を行うこと。

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ・選定事業者は、本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕をもって関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないよう、必要な措置を取ることを。

(例：当地において想定される地震、落雷及び台風などに対して十分な安全性を確保できるよう洋上風力発電設備等を設計・建設すること、適切な離隔を確保すること等。)

(5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。

(6) 環境配慮事項について

- ・選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講じること。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観への影響について適切に調査・予測・評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。
- ・選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査（騒音、超低周波音、鳥類、海生生物等）を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

(7) その他

- ・今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、上記(1)～(6)以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ本協議会を通じて行うこと。

（別添 3）促進区域と一体的に利用できる港湾

（港湾・埠頭名及びその諸元）

- ・秋田港飯島埠頭、岸壁水深 11 m、岸壁延長 190 m、最大耐荷重 約 35t/m²、埠頭利用可能面積 約 8ha（背後の荷さばき地含む。）

（貸付料等）

- ・東北地方整備局、秋田県及び選定事業者の 3 者で、最長30年の賃貸借契約を締結する。賃貸借契約の内容は、原則として、国土交通省HPに年内目途で掲載予定の賃貸借契約書のフォーマット「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」のとおりとする。

（URL:https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000063.html）

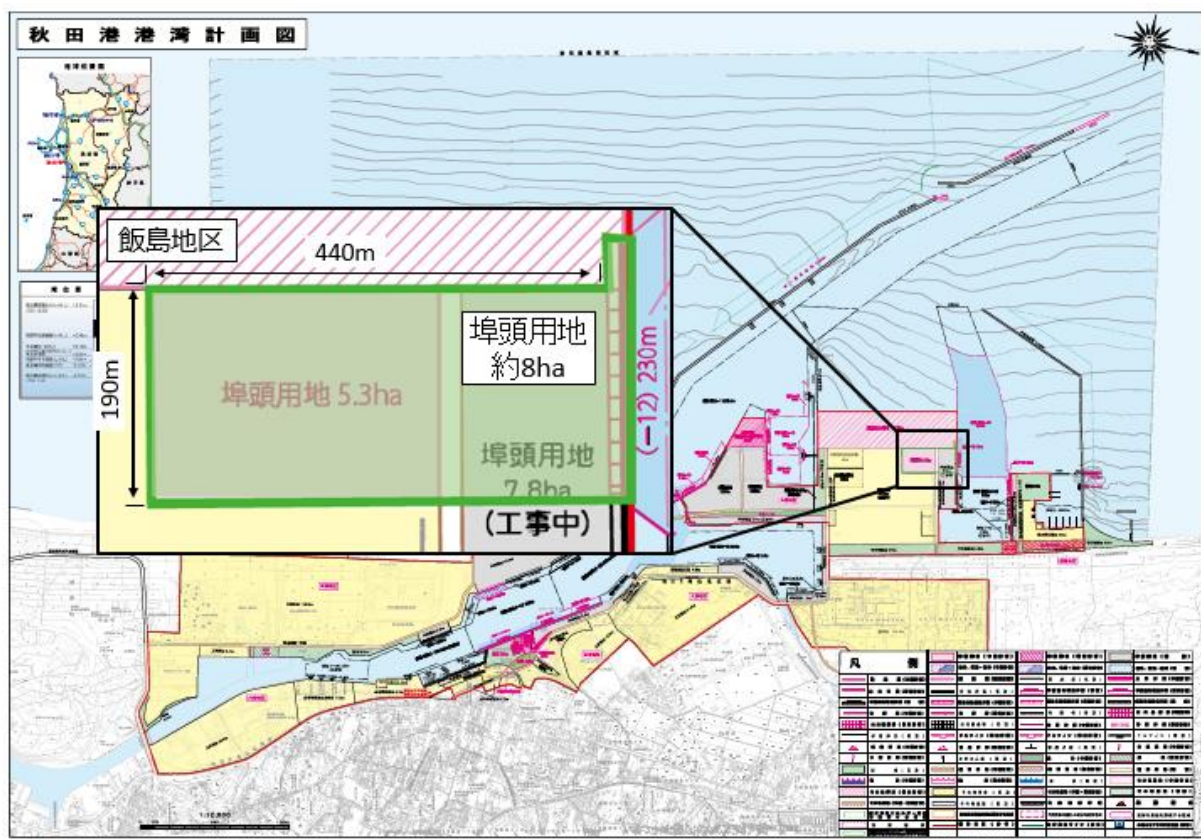
- ・東北地方整備局へ支払う貸付料は15億円（最長20年の均等分割払い）、秋田県へ支払う貸付料は25億円（最長20年の均等分割払い）を基礎として、同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする（他の風力発電事業者と契約を締結する都度、貸付料を更新する。）。詳細は上記賃貸借契約書（案）を参照すること。

注 1）上記金額は施設整備に要する費用と埠頭の利用可能面積をもとに算定するものであるが、精算等を完了したのちに契約を行うため、今後の変更がありうる。

注 2）本公募期間中に港湾区域内の洋上風力発電事業者と賃貸借契約を締結する可能性があり、その場合、当該契約の概要は契約締結後に国土交通省HPに掲載する予定である。

（貸付期間）

最長 30 年間



ただし、上記の港湾に加え、利用形態に関わらず、事業者が自ら海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用するために調整した港湾がある場合には、当該港湾を活用することは可能とする。この場合には、公募占用計画の提出時に、当該港湾が活用可能であることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を添付すること。

なお、秋田港を活用する場合は、公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、公募占用計画の提出に先立ち、国土交通省東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること。

また、事業者の選定後、選定された事業者は、港湾施設（岸壁・埠頭用地）を利用する場合、あらかじめ港湾施設の賃貸借契約を東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）と締結すること。

加えて、港湾の利用に当たって、騒音等による影響が出ないように、港湾管理者及び港湾協力団体等が実施する港湾周辺地域の良い環境の形成等にも配慮しながら港湾を活用すること。

（別添 4）公募参加資格

本公募の参加資格は、以下 1 から 3 の要件を全て満たすこととする。

- 1 公募占用計画が、再エネ特措法施行規則第 5 条（同条第 1 項第 2 号、第 2 の 2 号、第 9 号、第 10 号及び第 10 の 3 号から第 12 号まで並びに第 2 項第 2 号、第 5 号から第 7 号まで及び第 9 号を除く。）及び第 5 条の 2（同条第 1 号及び第 2 号を除く。）に規定する基準に適合するものであること。

この場合において、再エネ特措法施行規則第 5 条及び第 5 条の 2 中「当該認定の申請」とあるのは「当該公募占用計画」と、「再生可能エネルギー発電事業計画」とあるのは「公募占用計画」と、「環境影響評価（環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に規定する環境影響評価をいう。第 12 号ロにおいて同じ。）を行っている場合にあっては、」とあるのは「環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 2 条第 4 項に規定する対象事業に該当する場合にあっては」と読み替えるものとする。

- 2 申請者が、次のいずれにも該当する者であること

- (1) 国内法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）
（公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当すること）。
- (2) 国内外における海洋土木工事の実績（国内実績の場合は港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事で、公募開始の日前 10 年以内に行われた実績に限る）があること。（申請者以外の協力企業が実績を有している場合も含む。なお、協力企業を活用する場合は、当該企業の関心表明書【様式 3-2-4】を提出すること。）
- (3) 事業実施のための資金的裏付けがあること。
（プロジェクトファイナンスを利用する予定の場合）
金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績及び LOI 等があること。
（自己資金による予定の場合）
以下の内容が記載された事業者名義の誓約書があること。
 - ① 事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること
 - ② また、外部からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続

- 3 申請者が、公募占用計画の受付期限の日から選定結果公表の日までの期間に、次のいずれにも該当しない者であること（公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当しないこと）

- (1) 法、再エネ特措法又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

(2) 法人であって、その役員のうち(1)に該当する者があるもの

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 次の申立てがなされている者

(ア) 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法第 17 条に基づく更正手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続の申立て

イ 経済産業省本省及び国土交通省本省により、現に指名停止措置を受けている者

ウ 協議会に参加している都道府県及び市町村から現に指名停止措置を受けている者

エ 法人税の滞納者

オ 公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある者

カ 次に該当する者

(ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(カ) 暴力団員である事を知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

キ 次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から現に参加資格を認めないこととされている者

(ア) 法第 21 条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取消しを受けた者

(イ) 促進区域の指定のため、系統の提供を希望したにもかかわらず、公募において他の事業者が選定された際に、合理的な理由なく当該事業者が自ら確保した系統を承継しなかった者

(ウ) 公募の開始から終了までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者

(エ) その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者

(オ) 第 5 章（3）ii）①イ）及び iii）①イ）で規定する保証金納付規定を遵守しなかった者

(別添 5) 系統に係る契約上の地位の承継条件等

本公募の結果、系統提供事業者以外の事業者が選定事業者として選定された場合には、系統提供事業者及び当該選定事業者として選定された事業者（以下「本件選定事業者」という。）は、以下の条件に従い、系統提供事業者が有する本件契約上の地位等を承継するとともに、本件契約上の地位等に付随する事業用資産の承継に関する協議等を行うこととする。

1. 系統提供事業者及び本件選定事業者は、本公募の結果が通知された日から3箇月が経過する日までに、本件契約上の地位等の承継を完了しなければならない。
2. 本件契約上の地位等の承継対価は、下記の算定式により算定された額とする。

<算定式>

譲渡対価 = (①既払の工事費負担金等 + ②諸経費相当分) × ③運用利益率

① 既払の工事費負担金等（一般送配電事業者に対する直接的支出のうち既払分）

② 諸経費相当分：工事費負担金等（未払分を含む総額）の1%分（上限750万円）

③ 運用利益率：①②の合計金額に、①既払額の支出日（支出日が複数ある場合、①既払額については各支出日、②諸経費相当分については①既払額の最後の支出日とする。）から、本件契約上の地位等の承継の日までの期間について、1.001（年利）の率を乗じる。

3. 系統提供事業者は、本件選定事業者に対し、本件契約上の地位の承継のための手続について、必要な協力を行わなければならない。
4. 本件選定事業者は、本公募の結果が通知された日から3箇月が経過する日までに、系統提供事業者に対し、本件契約上の地位等の承継を受けるのと引き換えに、その対価として、第2項の規定により算定された額の金銭を支払わなければならない。
5. 系統提供事業者及び本件選定事業者は、本件契約上の地位等に付随する事業用資産等の承継について誠実に協議しなければならない。この場合において、系統提供事業者は、本件選定事業者の事業を妨害する目的で本件事業用資産等の承継を拒否してはならない。
6. 系統提供事業者は、本件契約上の地位等に付随する事業用資産等やその他の事業資産等の承継に関する協議が本件公募の終了時から3箇月以内までに調わない場合であっても、このことを理由に、第1項の本件契約上の地位等の承継

を拒否又は遅延してはならない。

7. 本件選定事業者は、本件契約上の地位等に付随する事業用財産等やその他の事業資産等の承継に関する協議が本公募の結果が通知された日から3箇月が経過する日までに整わない場合であっても、このことを理由に第4条で規定する本件契約上の地位等の承継の対価の支払を拒否又は遅延してはならない。

8. 本件契約上の地位等の承継に関する条件のうち、第1項から第7項までに掲げるもの以外の条件については、系統提供事業者及び本件選定事業者の間で、誠実に協議の上、決定するものとする。